

第3次豊田市森づくり基本計画

(案)

2018年3月

豊田市

「第3次豊田市森づくり基本計画」の策定にあたって



豊田市は、2000年に見舞われた東海豪雨による被災を教訓として、市域の約7割を占める広大な森林を健全化するため、2007年3月に「豊田市森づくり条例」を制定するとともに、「豊田市100年の森づくり構想」を策定しました。さらに、森づくりの具体的な目標と施策をまとめた、「豊田市森づくり基本計画」を、2007年10月及び2013年3月にそれぞれ定めました。

これらの基本計画に基づき、新たな間伐補助制度の創設、地域組織「地域森づくり会議」の設立や「森づくり団地計画」の策定の支援など、日本国内をみても独自の先進的な諸施策を10年間にわたって実施してきました。

こうした地域との共働の取組により、人工林の境界の明確など森づくりの基盤整備が進み、市内の過密人工林を大幅に減らすことができました。さらには、市内の公共施設における豊田市産材の利用やとよた森林学校などの普及啓発活動により、森づくり（森林整備）や木づかい（木材利用）が話題となる機会が多くなったことも成果の一つであります。

しかしながら、材価の更なる低迷、全国的な豪雨災害の頻発や、地方税財政制度の変更など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しています。また本市では現在、中核製材工場を誘致して間伐の推進力とし、豊田市産材の積極的な利用と森づくりの好循環を図ることを目指しています。これらを踏まえ、本市では「豊田市100年の森づくり構想」をリニューアルすると同時に、「第3次豊田市森づくり基本計画」を策定することとしました。

第3次基本計画では、2018年度から10年間を計画期間として、森づくりに向けた目標と施策を大胆に見直し、間伐推進や地域材の生産・流通・利用だけでなく、森林保全や人材育成などの施策を充実いたしました。また都市部と山村地域の交流が進み、山村地域の活性化につながることも期待されます。

最後に、計画の策定にあたり多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、計画の立案に多大なお力添えをいただきました「とよた森づくり委員会」の皆様へ厚くお礼を申し上げます。

2018年3月

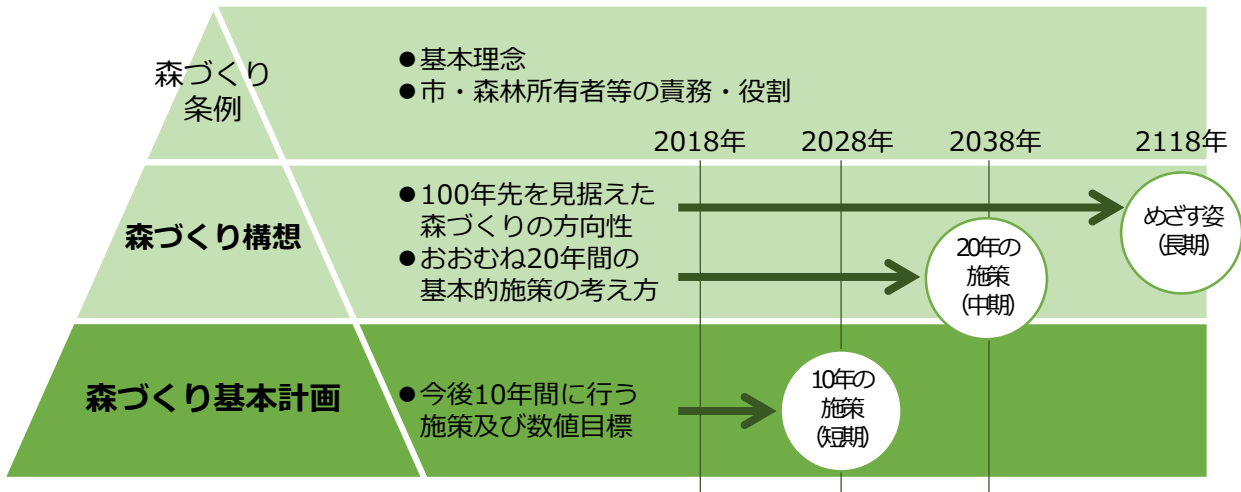
豊田市長 太田 稔彦

第3次豊田市森づくり基本計画（概要）

●第3次豊田市森づくり基本計画とは

第3次豊田市基本計画は、新・豊田市100年の森づくり構想（新・森づくり構想）の実現に向けた森林施策及び数値目標を示したものです。

また、2018～2027年度までの10年間を計画期間としています。



●豊田市の森林・林業の現状と課題

豊田市の森林・林業を取り巻く、現状や課題を踏まえ、新・森づくり構想の実現に向けた取組が求められています。

(現状)

(課題)

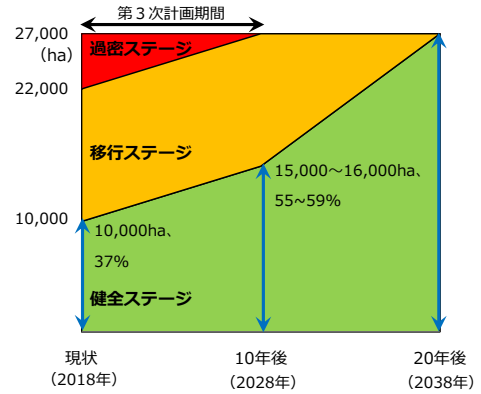
人工林	<ul style="list-style-type: none">●過密人工林の減少●木材蓄積量の増加	<ul style="list-style-type: none">●間伐の着実な実行による健全人工林への誘導●目標林型を目指した将来木施策●針広混交林化の推進
木材価格と素材生産量	<ul style="list-style-type: none">●ヒノキ・スギの価格低迷●木材生産量の拡大	<ul style="list-style-type: none">●中核製材工場への地域材の安定的な原木供給●大径化した木材等の販売対策●皆伐対策による保全と利用の両立
森林所有者	<ul style="list-style-type: none">●所有規模が零細●境界が不明確	<ul style="list-style-type: none">●境界の明確化●森林所有者との合意形成
森林組合	<ul style="list-style-type: none">●厳しい経営環境●地域の担い手として高まる期待●森林作業員の減少	<ul style="list-style-type: none">●経営力の強化●木材生産の効率化と安定供給●森林施策プランナー、森林作業員の育成

●第3次基本計画の目標

過密人工林を一掃するため間伐を強力に推進し、健全ステージの人工林の割合を2028年度までに人工林全体の55～59%に高めるとともに、100年先の森林の姿を見据えたゾーニング等を開始し森林保全のルールを新設することで、公益的機能を重視した森づくりの基盤を整えます。その上で、木材の生産・流通・利用のスムーズな流れを作り、自立的な生産体制の構築を目指します。

●第3次基本計画の施策

- ① 2018～2027年度に、過密ステージ・移行ステージの人工林を中心に12,000haの間伐を実施します。
- ② 木材生産林と針広混交誘導林とするゾーニングを設定することで、将来の森林像（目標林型）を目指した施業を開始します。
- ③ 皆伐は周辺環境に与える影響が大きいため、山地災害等防止において重要なエリアについては皆伐を控える等の森林保全のルールを設定します。
- ④ 作業システムの刷新や林業用路網の整備、中核製材工場との連携、公共施設の木質化を進めます。
- ⑤ 目標林型に向けた適切な施業、地形に応じた効率的な作業システム、労災事故を起こさない現場作業・管理などを実現するため、森林作業員、森林施業プランナー、市職員を対象とした研修等を実施します。



●具体的施策（重点プロジェクト）

新・森づくり構想の実現化のため、4つの重点プロジェクトを設置し、推進します。

1 間伐推進プロジェクト

- 計画対象人工林のステージ区分を行った上で、間伐を推進
- 地域森づくり会議方式による間伐の推進
- ゾーニングと将来の森林像（目標林型）を目指した施業

目標値
(～2027年度) 年間間伐面積：**1,200ha/年**

目標値
(～2022年度) 森づくり団地計画の樹立
累計面積：**15,750ha**

目標値
(～2022年度) 森づくり団地計画の樹立
面積：**1,200ha/年**

2 森林保全推進プロジェクト

- 森林保全のルール（山地災害等防止において重要なエリアの設定、大規模皆伐の抑制等）の設定
- 新・森づくり構想の森林区分に基づき、地域森づくり会議との団地化作業等を通して、立地条件等に応じたゾーニングを実施

3 地域材の生産・流通・利用推進プロジェクト

- 豊田型作業システムの確立
- 効率的な木材生産に資する林業用路網の整備
- 森林保全に配慮した壊れない道づくり
- 「林業専用道」の整備
- 林業用路網の維持管理
- 加工・流通体制の構築
- 利用拡大の推進
- 市民理解の促進
- 公共建築物等における地域材の利用

目標値
(～2027年度) 間伐の伐採・搬出コスト：**8,000円/m³**

目標値
(～2027年度) 間伐に伴う素材生産量：**30,000m³/年**

目標値
(～2027年度) 中核製材工場における
原木取扱量：**45,000m³**

4 森づくり人材育成プロジェクト

- 森づくり人材育成研修（森林施業プランナーの育成）の実施
- 国内外の林業教育・研究機関との連携
- とよた森林学校でのセミプロの育成
- 森づくり人材の確保等（緑の雇用事業の活用等）

目標値
(～2027年度) 森づくり人材
育成研修生：**4名/年**

目標値
(～2027年度) 「緑の雇用」
新規研修生：**3名/年**

目次

I	第3次豊田市森づくり計画の考え方	1
	1 計画策定の趣旨	1
	2 計画期間	1
II	豊田市の森林・林業の現状と主要な課題	2
	1 人工林	2
	2 森林所有者	3
	3 森林組合	4
	4 木材価格と素材生産量（市の林産業）	4
	5 その他市の林業を取り巻く環境	5
III	基本計画の基本的な方針と目標	7
	1 森づくりの基本理念と目指す姿	7
	2 新・森づくり構想における森林の整備目標と施業方針	8
	3 基本計画の目標及び施策	9
	4 基本計画の進捗管理、点検・評価	12
IV	具体的施策①－重点プロジェクト－	13
	1 間伐推進プロジェクト	14
	2 森林保全推進プロジェクト	17
	3 地域材の生産・流通・利用推進プロジェクト	20
	4 森づくり人材育成プロジェクト	24
V	具体的施策②－そのほかの主要な施策－	26
	1 森林情報の管理に関する施策	27
	2 木材以外の森林資源の活用に関する施策	28
	3 とよた森林学校に関する施策	29
	4 山村地域の活性化と文化の伝承に関する施策	30
	5 NPO・森林ボランティア等との共働による森づくりに関する施策	31
	6 事業評価に関する施策	33
	7 その他の施策	35

I 第3次豊田市森づくり計画の考え方

1 計画策定の趣旨

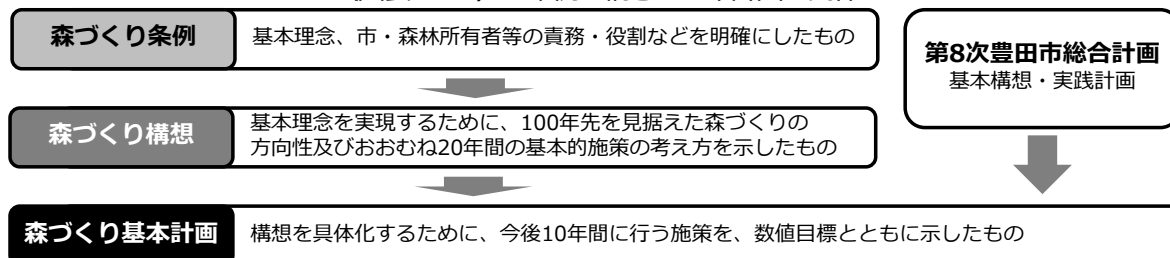
豊田市では、2007年3月に「豊田市森づくり条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「豊田市100年の森づくり構想」（以下「構想」という。）を策定しました。そして、構想の実現に向けた森林施策及び数値目標を示した「豊田市森づくり基本計画」をとりまとめ、各種施策の推進を図ってきました。

これまでに2つの基本計画が取りまとめられ、2008～2017年度の10年間を計画期間とする「豊田市森づくり基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）及び2013～2022年度の10年間を計画期間とする「第2次豊田市森づくり基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）にて各種施策を展開し、一定の成果を挙げてきました。

しかし、森林・林業を取り巻く社会経済環境の変化や、「森林・林業再生プラン」及び「林業の成長産業化」等、国の森林施策も転換し、市の林業の現場にも新たな課題が浮かび上がってきました。こうしたことから、「新・豊田市100年の森づくり構想」（以下「新・森づくり構想」という。）を策定し、条例第18条第2項に基づき第2次基本計画を見直し、健全な森林の実現に向けた効果的な取組を推進するため、「第3次豊田市森づくり基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）を策定することとしました。

また、本計画は「第8次豊田市総合計画」との整合を図っています。

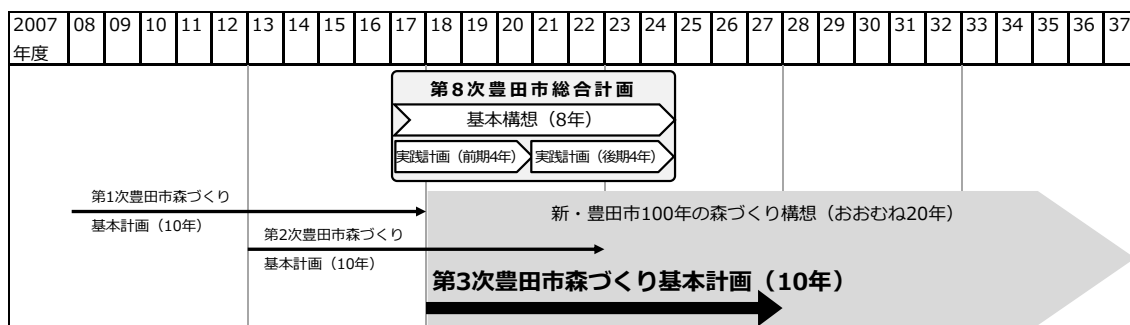
(図表 I-1) 条例・構想・基本計画の関係



2 計画期間

第3次基本計画は、目標年度を2027年度とし、2018～2027年度までの10年間を計画期間として定めます。また、林業を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するため、本計画中間年度の2022年度に見直しを行います（条例第18条第1項・第2項）。

(図表 I-2) 本計画の計画期間



Ⅱ 豊田市の森林・林業の現状と主要な課題

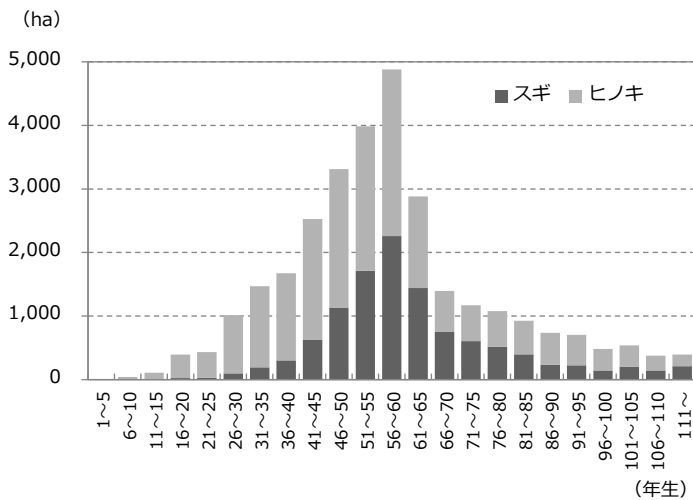
基本計画に基づいて各種の事業を推進していく上で、主要な課題となる項目について、その現状をまとめると次のようになります。

1 人工林

(1) 現状

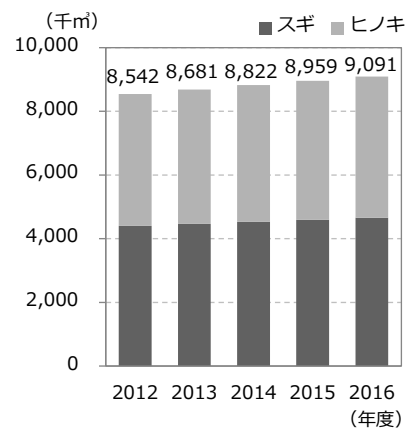
市内の人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたもので、間伐が必要な 31～65 年生のヒノキ・スギの人工林が全体の人工林面積の約 7 割を占めています(図表Ⅱ-1)。また、近年は木材価格の低迷により皆伐がほとんど実施されないため、市内の木材資源量(蓄積)は増加しています(図表Ⅱ-2)。

(図表Ⅱ-1) 豊田市の齢級別人工林面積



資料：2016年森林資源構成表
(注) 対象は地域森林計画対象民有林

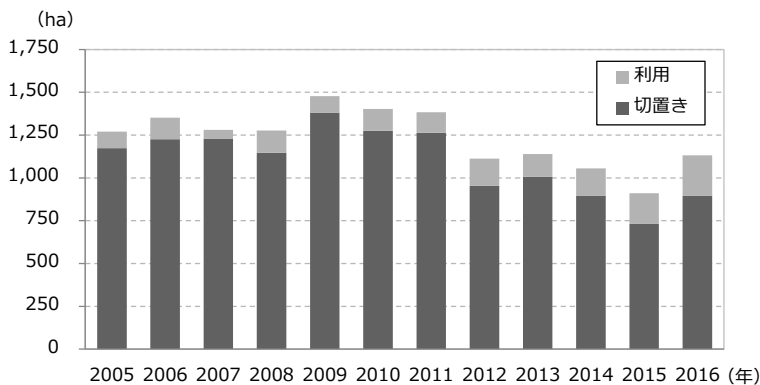
(図表Ⅱ-2) 豊田市の人工林の蓄積



資料：森林資源構成表
(注) 対象は地域森林計画対象民有林

市は第1次基本計画及び第2次基本計画に基づき、放置された過密人工林を主な対象とする間伐施策を推進してきました。その結果、当初約 20,000ha と推定された過密人工林が、航空写真解析(2015～2016年度実施)では、過密人工林(本数密度 1,600本/ha以上)が約 5,000ha にまで減少しました。

(図表Ⅱ-3) 豊田市における間伐実績



資料：市森林課
(注) 農林公社や県有林を含む第1次基本計画で対象とした間伐面積。

(2) 課題と対策

① 間伐面積の増加

今後も着実な間伐の実行が必要ですが、近年の間伐実績は1,000ha前後/年で計画目標に対して下回っています(図表Ⅱ-3)。間伐面積の増加とともに、切置き間伐及び利用間伐の両方において低コスト化も求められています。

② 針広混交林への誘導

10年前の構想に定めた人工林の針広混交林化は、森林所有者との合意形成が進まず、実績はありません。このため、新・森づくり構想の森林区分に基づいて、具体的な推進基準を設けて、針広混交林への誘導を図っていく必要があります。

③ 将来を見据えた施業の実施

これまで緊急的な間伐として不良木等を対象とした切置き間伐を実施してきましたが、健全ステージの人工林が増えていく中で、将来の目標林型を目指した「将来木施業」に転換していく必要があります。

④ 皆伐対策

全国的に大規模な水害が多発しており、森林整備の重要性はますます高まっています。一方で、木質バイオマス発電等の旺盛な木材需要の影響を受けて、九州や東北を中心として国内でも皆伐が拡大しています。市内においても皆伐が今後見込まれるため、森林保全のルールを新たに設定し、木材資源の利用と保全のバランスを取ることが求められています。

2 森林所有者

(1) 現状

市内の森林の所有形態は、私有林が全体の88%と大部分を占めています。しかし、森林所有者の多くは零細な規模の所有のため、各種林業施策を実施していくうえで、施業地を集約化し、施業効率を上げることが重要です。所有規模の零細性が効率化を難しくしている大きな要因となっています。

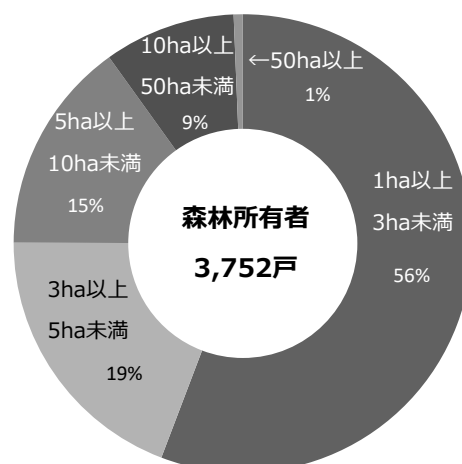
10年に1回ずつ調査される世界農林業センサスの2010年版によれば、市内に居住する1ha以上の森林所有者は3,752戸あり、そのうち1~5haの小規模所有者が4分の3を占めています(図表Ⅱ-4)。また、調査対象外である1ha未満の所有者については、1ha以上の所有者より多いと推測されます。

一方、森林の境界を熟知している森林所有者の高齢化が進んでいるものの、次世代の引継ぎはあまりなされていないのが現状です。

(2) 課題と対策

今後、間伐等の森林施業を効率的かつ経済的

(図表Ⅱ-4) 規模別森林所有者数



資料：2010年世界農林業センサス
(注) 調査対象は1ha以上の所有者

に実施していくうえで、所有規模の零細性が大きな障害になる可能性があります。

また、自ら所有森林の境界がわかり森林管理ができる所有者が減少しつつあるため、早急に境界の確定等を進める必要があります。

3 森林組合

(1) 現状

2005年に旧市町村の森林組合が合併し「豊田森林組合」（以下「森林組合」という。）が誕生しました。役職員体制（図表Ⅱ－5）、組合員数、管轄する森林面積など、全国有数の規模を誇る森林組合です。

市内には間伐団地を取りまとめ、森林所有者の同意を得て森林整備を実施できる事業者は、森林組合の他にはほとんどいないため、市の森づくりにおいて重要な存在です。

しかしながら、森林組合では、特に現場で作業を行う森林作業員の減少が顕著となり、市内の間伐面積の減少等にも影響を与えています。

（図表Ⅱ－5） 豊田森林組合の常勤役職員と森林作業員の推移

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
常勤役職員数	54	54	53	50	51	51	52	52	47	50	53	54
作業員数	102	103	103	102	112	117	121	112	96	88	81	75

資料：森林組合一斉調査

(2) 課題と対策

① 森林組合の経営力等の強化

今後、厳しい財政状況が見込まれる中、森林組合においても、補助金に過度に依存しない、自立的な経営体制の構築が求められています。効率的な運営体制づくり、営業力の強化、情報共有や職員の育成等が必要です。

② 木材生産の効率化と安定供給

利用間伐における高効率な作業システムへの転換や、木材の大径化に対応できる新しい作業システムの構築も重要な課題です。

③ 森林施業プランナー、森林作業員の育成

将来の目標林型を目指した施業の実施、効率的な生産体制づくり、事故のない現場づくりなど、森林施業プランナーや森林作業員においては更なるスキルアップが必要です。

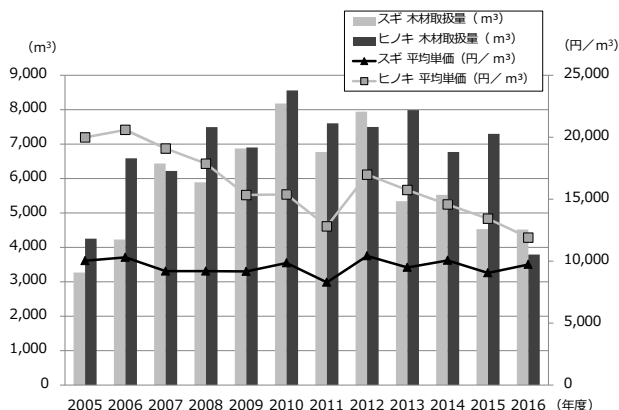
4 木材価格と木材生産量（市の林産業）

(1) 現状

市内で生産される木材価格は、ヒノキ・スギともに落ち込んでいます（図表Ⅱ－6）。特にヒノキの価格下落が顕著であり、ヒノキ林が多い豊田市においては林業採算性がより悪化しています。

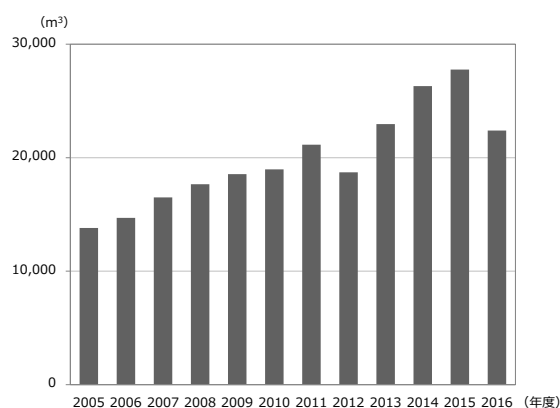
また、市内の木材生産量は増加傾向にあり、その大半を担っている森林組合の木材生産量も同様の傾向にあります（図表Ⅱ－７）。ただし、市内人工林の成長量（年間蓄積増加量）と比べて少ない水準であることから、木材生産量の拡大も課題です。

（図表Ⅱ－６） 豊田森林組合のヒノキ・スギの
取引量と平均単価の推移



資料：豊田森林組合

（図表Ⅱ－７） 豊田森林組合の
木材生産量の推移



資料：豊田森林組合

(2) 課題と対策

① 中核製材工場等への原木供給

市では2018年度の稼働を目標に、地域材の加工・流通の中核を担う製材工場（以下「中核製材工場」という。）を誘致しました。森林所有者への還元を充実し、森林整備に役立てるためには、中核製材工場への地域材の安定的な供給体制の確立が重要です。

そのために、森林組合では、利用間伐を通しての木材生産量の拡大と、山土場から中核製材工場へ素材を直接納材する直送方式の確立が求められます。特に直送体制の確立は、木材流通の中間経費の削減につながり、森林所有者への還元増にも貢献します。

② 木材販売の強化

木材資源は年々蓄積しており、大径化が進んでいます。これらの大径化した木材の販売・マーケティングに向けた検討が必要です。さらに、山の価値を全体として高めるためには、長期的に広葉樹を育成し、また販売・マーケティングに向けた検討が求められます。

5 その他市の林業を取り巻く環境

(1) 森林・林業再生プラン

農林水産省は、2009年12月に、今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することを目指して、「森林・林業再生プラン」を策定しました。

(2) 日本再興戦略／林業の成長産業化

首相官邸に配置されている日本経済再生本部では、「日本再興戦略」（2013年6月14

日閣議決定)にて「林業の成長産業化」を初めて掲げました。以降の「日本再興戦略改訂2014」等においても、林業の成長産業化に向けた方向性として、国産材 CLT¹の普及に向けた取組の推進、木質バイオマスのエネルギー利用やマテリアル利用の促進、施業集約化を進めることによる国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を示しました。

(3) 森林・林業基本計画の見直し

林野庁は新たな森林・林業基本計画を2016年5月24日に閣議決定しました。本計画では、林業の成長産業化を図るため、CLTや非住宅分野等における新たな木材需要の創出、主伐と再造林対策の強化等による原木の安定供給体制の構築に向けた取組に重点を置いています。

(4) 森林法の改正

「林業の成長産業化」を実現するため、森林・林業基本計画の見直しと並行して、2016年5月20日に森林法の改正も行われました(2017年4月1日施行)。伐採及び伐採後の造林の届出制度の見直し、鳥獣害対策の強化、林地台帳の整備等が追加されました。

(5) あいち森と緑づくり事業および国産森林環境税(仮称)

愛知県は2009年度から、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために、県民税均等割の額に一定額(個人500円)を上乗せしています(あいち森と緑づくり税)。

県はこれを財源として、人工林整備、里山林整備、都市緑化、環境活動等への支援に関する事業を行っていますが、このうち人工林整備については、公道沿い又は奥地林を事業地として、間伐事業を県が行っています。市はこれら間伐事業地を取りまとめ、県に報告する事業を請け負うことで、事業地の拡大に寄与しています。

なお、2017年9月現在、総務省と林野庁では、市町村が主体となって実施する森林整備等の必要な財源として、森林環境税(仮称)の創設に向けた検討が行われています。このため、税制改正の内容によっては、本計画への影響も考えられます。

(6) 市の財政環境の変化

市の特徴として、景気動向に大きく左右される経済構造となっています。また、今後の市の財政の見通しとしては、法人市民税の一部国税化等により、大幅な税収減が見込まれます。さらには公共建築物やインフラ施設の維持管理費、少子高齢化に伴う社会保障費の増大などのために、森林行政予算がさらに緊縮化することが予想されます。そのため、将来世代に負担を残さず、かつ限られた財源を有効に活用できる、効率的な森林管理の仕組みを構築することが急務です。

¹ Cross Laminated Timber(直交集成板)の略。ひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。中高層建築物など新しい木材需要として期待されている。

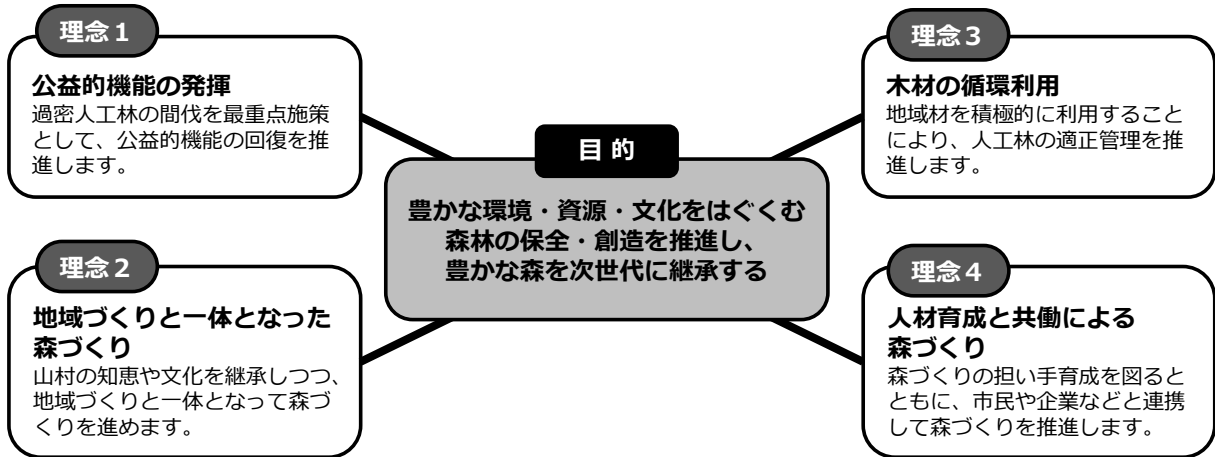
Ⅲ 基本計画の基本的な方針と目標

1 森づくりの基本理念と目指す姿

豊田市の森づくりは、「豊かな環境、資源及び文化をはぐくむ森林の保全及び創造並びに次世代への継承」を目的としていますが（条例第1条）、100年後の理想とする森づくりをイメージしやすいように、条例第3条に規定する4つの基本理念ごとに目指す姿を具体的に次のように設定しました。

(1) 公益的機能が発揮される森づくり
【目的】 公益的機能が発揮される森づくりを推進する。
【目指す姿】 ① 人工林の間伐が推進され、公益的機能の回復及び維持が図られている。 ② 森林所有者と森林の整備目標及び管理方針について合意を形成し、施業集約化が図られている。 ③ 森林の継続的な調査により、施策及び施業の有効性がチェックされていると同時に、森林現況のデータを蓄積して効率的な管理が行われている。
(2) 木材の循環利用を進める森づくり
【目的】 地域材を積極的に利用することにより、人工林の適切な管理を推進する。
【目指す姿】 ① 施業集約化及び林業技術の向上により林業の採算性が向上し、林業経営林から安定的に木材が供給されている。 ② 地域材の付加価値を高めるために、使用目的に応じた供給先が確保されている。 ③ 建物を始めとする公共事業に積極的に地域材が活用されるとともに、民間需要への拡大が促進されている。
(3) 地域づくりと一体となった森づくり
【目的】 地域が一体となった合意形成に基づき森づくりを推進するとともに、都市と農山村の交流などにより、森林文化の継承に寄与する。
【目指す姿】 ① 森林所有者の合意形成により間伐施業の団地化等が図られ、効率的な森林管理が推進されている。 ② 農林業に意欲ある者が地域社会に受け入れられ、林業・林産業の面から就業機会を得られている。 ③ 都市と農山村の交流が進み、お互いの理解が促進されている。
(4) 人材育成と共働による森づくり
【目的】 森づくりの担い手（人・組織）の育成を図ること、及び市民・企業・ボランティアなどとの共働による森づくりを推進する。
【目指す姿】 ① 森林所有者・市民・森林組合・市の各々において森づくりに関わる多様な人材が育成されている。 ② 一般市民等への森づくりに関する理解が深まり、共働による森づくりが行われている。

(図表Ⅲ-1) 森づくりの目的と4つの基本理念



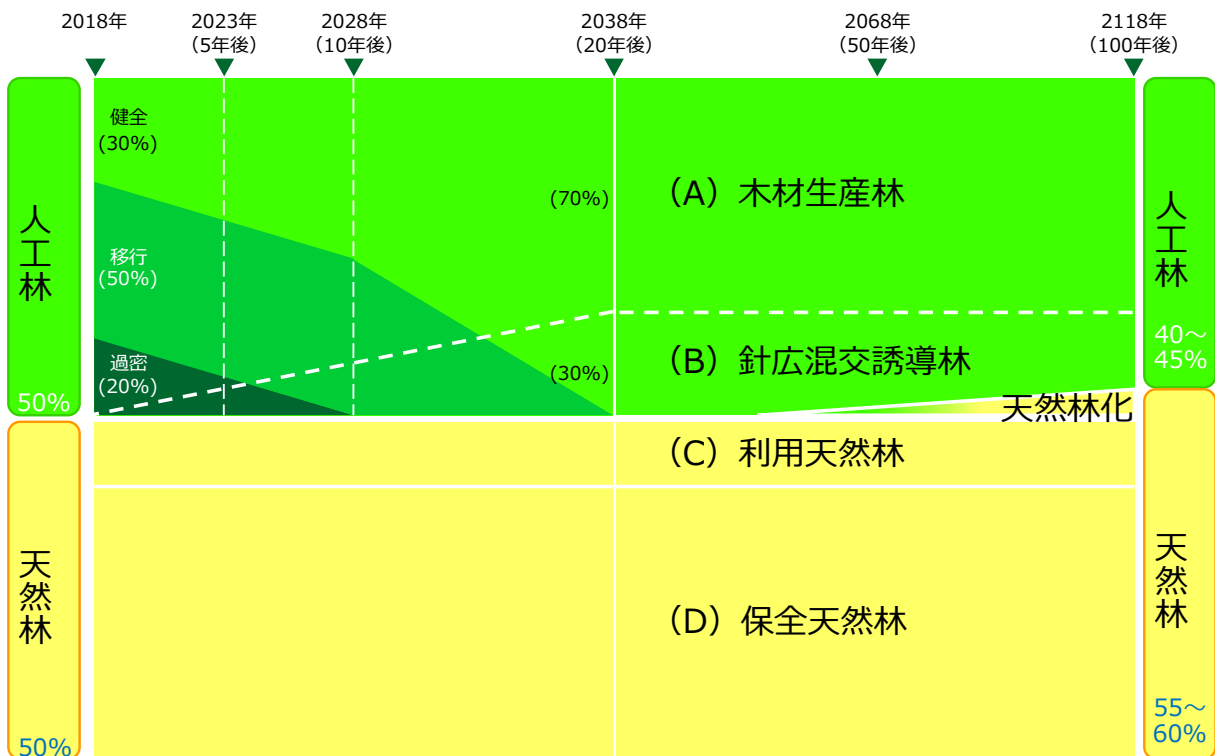
2 新・森づくり構想における森林の整備目標と施業方針

(1) 新・森づくり構想における森林の整備目標と施業方針

市は新・森づくり構想において、森林区分とそれぞれの施業方針（図表Ⅲ-3）に基づき、10年後の2027年度末（2028年）までに過密人工林を一掃して、森林が本来持っている公益的機能を十分に発揮することを目標と定めています。

これにより、林業が成立するところと、そうでないところを区分し、それぞれ「木材生産林」と「針広混交誘導林」に誘導します。

(図表Ⅲ-2) 新・森づくり構想における森林の整備目標



(図表Ⅲ-3) 新・森づくり構想における森林区分

森林区分記号		(A)	(B)	(C)	(D)
現況		人工林		天然林	
森林区分名称		木材生産林	針広混交誘導林	利用天然林	保全天然林
位置付け		公益的機能を損なわない範囲内で、効率的な作業システムにおいて適時に木材を生産する場所	公益的機能が高く、かつ管理コストの低い森林を目指して、ゆるやかに広葉樹等の導入を図り、針広混交林又は天然林に誘導する場所	所有者に天然林として利活用する意志があり、里山林として利用していく場所、市民講座で開放する市有林等	生態系保全や防災上の観点から天然林のまま保護することが望ましく、自然の植生遷移(必要に応じて保全対策)に委ねる場所
推進基準	立地条件等の特性	木材生産の経済的な立地条件が良く、かつ防災上制約の少ないエリア等	尾根部などで生産不利地や、急傾斜地や河川(沢)沿い、0次谷、脆い地質など防災上重要なエリア等	急傾斜地や河川(沢)沿い、0次谷など防災上重要なエリア以外のエリア等	生態系保全や急傾斜地など防災上の観点から天然林の維持が必要な場所等
	木材生産の適・不適	適地	不適地	—	—
管理基本方針		・通常間伐 ・路網等の基盤整備 ・単層人工林 ・(当面は非皆伐施業を想定)	・通常間伐及び強度間伐 ・新規路網整備は極力控える ・既存の広葉樹等を生かし混交林化	・拡大造林はせずに天然林を維持	・自然の植生遷移に依拠
将来(100年後)の森林像		公益的機能の高い人工林	針広混交林又は天然林	天然林	天然林
将来の管理コスト(目標)		中	低	中	低

3 基本計画の目標及び施策

(1) 第3次基本計画の目標

市町村合併から10年間取り組んできた実績と課題、取り巻く環境の変化を踏まえ、第3次基本計画では、これまでの10年間(第1ステージ)から次なる段階の第2ステージとしての目標を設定します。条例及び新・森づくり構想に基づき、2018~2027年度の10年間を第3次基本計画期間として、以下の目標を設定し、100年の森づくりの基盤を構築していきます。

(図表Ⅲ-4) 第3次基本計画の目標

過密人工林を一掃するため間伐を強力に推進し、健全ステージの人工林の割合を2027年度末(2028年)までに人工林全体の55~59%に高めるとともに、100年先の森林の姿を見据えたゾーニング等を開始し森林保全のルールを新設することで、公益的機能を重視した森づくりの基盤を整えます。その上で、木材の生産・流通・利用のスムーズな流れを作り、自立的な生産体制の構築を目指します。

(2) 第3次基本計画の対象とする人工林のステージ区分

第3次基本計画の対象となる人工林は、公有林等を除いた私有林約27,000haを対象とし、以下のように本数密度に応じたステージ区分を行った上で、必要な施策を実施していきます。

(図表Ⅲ-5) 人工林のステージ区分

ステージ区分	本数密度（1haあたり）	該当する人工林面積	緊急間伐の必要回数
過密	1,600本以上	約5,000ha	2回以上
移行	1,000本以上 1,600本未満	約12,000ha	1回
健全	1,000本未満	約10,000ha	(利用・針広混交林化)
合計		約27,000ha	

(3) 基本的施策

- ① 第3次基本計画期間（2018～2027年度）に、過密ステージ・移行ステージの人工林を中心に12,000haの間伐を実施します。
- ② 地域森づくり会議方式において、木材生産林（区分(A)）と針広混交誘導林（区分(B)）とするゾーニングを設定することで、将来の森林像（目標林型）を目指した施業を開始します。
- ③ 皆伐は周辺環境に与える影響が大きいことから、山地災害等防止において重要なエリアについては皆伐を控える等の森林保全のルールを設定します。
- ④ 森林所有者の森林管理の意欲を高め自立的な生産体制を作るために、作業システムの刷新や林業用路網の整備、中核製材工場（2018年度稼働予定）等との連携、公共施設の木質化を進めます。
- ⑤ 目標林型に向けた適切な施業、地形に応じた効率的な作業システム、労災事故を起こさない現場作業・管理などを実現するため、森林作業員、森林施業プランナー、市職員を対象とした研修等を実施します。

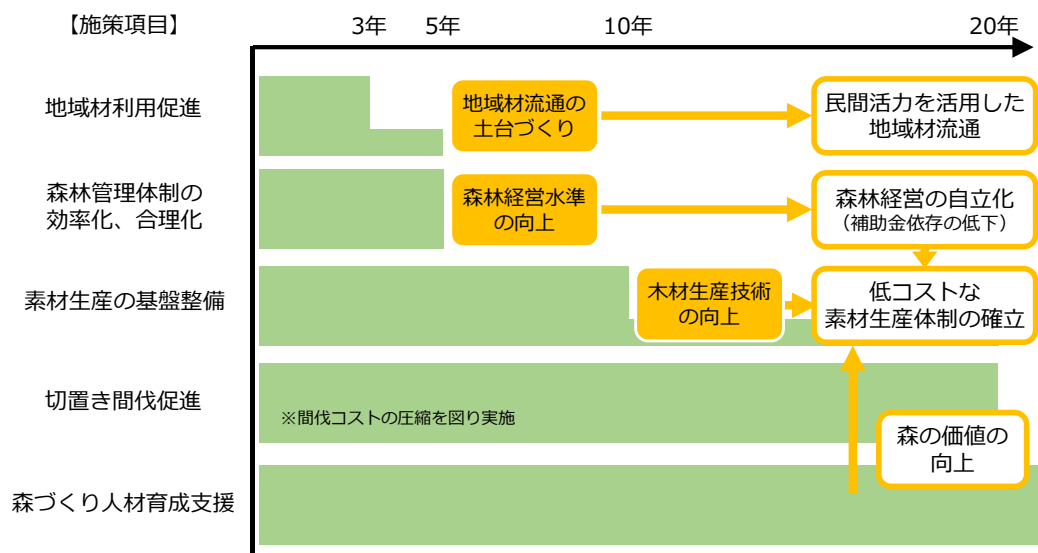
(4) 集中取組期間の設定と段階的な仕組みづくり

人口減少社会に突入し厳しい財政状況が見込まれる中、森林整備を着実に進めながら、大きな環境変化に耐えうる筋肉質な森づくり体制を作る必要があります。

現在、市は間伐に係る経費の補助だけでなく、路網整備、森林作業員の確保、地域材の流通・利用など、様々な項目について補助金を拠出しています。今後は段階的な集中取組期間を定め、施策の重点化を行い、メリハリのある森林施策へ切り替えます。集中取組期間内に、民間部門の活用も含めた体制づくりを行うことで、自立的に運営できる領域を増やします。期間の目安としては、地域材利用促進は3～5年、森林管理体制の効率化・合理化は5年、素材生産の基盤整備は10年、切置き間伐は20年の期間とします。

段階的な仕組みづくりを通して、全体的な森林管理コストを下げるとともに、森林行政予算のスリム化を図りながら、第3次基本計画の目標を達成します。

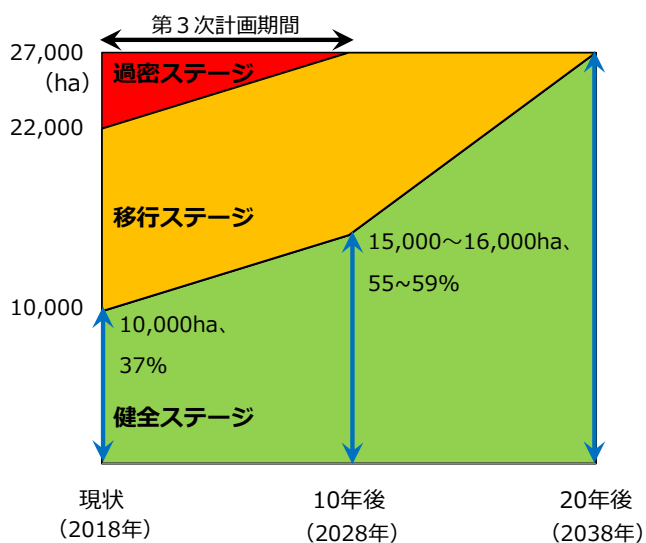
(図表Ⅲ-6) 森林行政の展開イメージ



(5) 期待される効果

- ① 計画的に間伐を推進することで、今後 20 年間で合計 24,000ha の間伐を実施します。同時に、市内森林の健全ステージの割合（現状 37%）を 10 年後には 55~59%に、20 年後（2037 年度末（2038 年））には全ての人工林を健全化します。これにより森林の公益的機能が十分発揮されることが期待できます。
- ② 森林所有者と協議しゾーニングの設定と目標林型をめざした施業を始め、また森林保全のルールを新たに導入することで、立地条件等に応じた森づくりを進め、森林の公益的機能と木材生産の適切なバランスが構築できます。
- ③ 地域材の生産・流通・利用のスムーズな流れを構築することで山元への還元を促進し、公共施設における木材利用や木育イベント等を通じて、市民に対する森林整備や木材利用の理解向上が期待できます。
- ④ 豊田式の森づくり人材の育成を通じて、新・森づくり構想・基本計画をトータルで推進する森づくり人材育成が期待できます。

(図表Ⅲ-7) 人工林の健全化のイメージ



4 基本計画の進捗管理、点検・評価

基本計画を着実に遂行していくために、以下の体制及び評価方法をとります。

(1) 事業の進捗管理：豊田市森林課

第3次基本計画に基づく各種事業の実施及びその進捗管理は、豊田市森林課が担います。

なお、第3次基本計画期間の最終年度には、2015・2016年度に実施した航空写真解析等により、市内全域の人工林の本数密度を確認し、市内の人工林の健全ステージへの進捗を確認します。

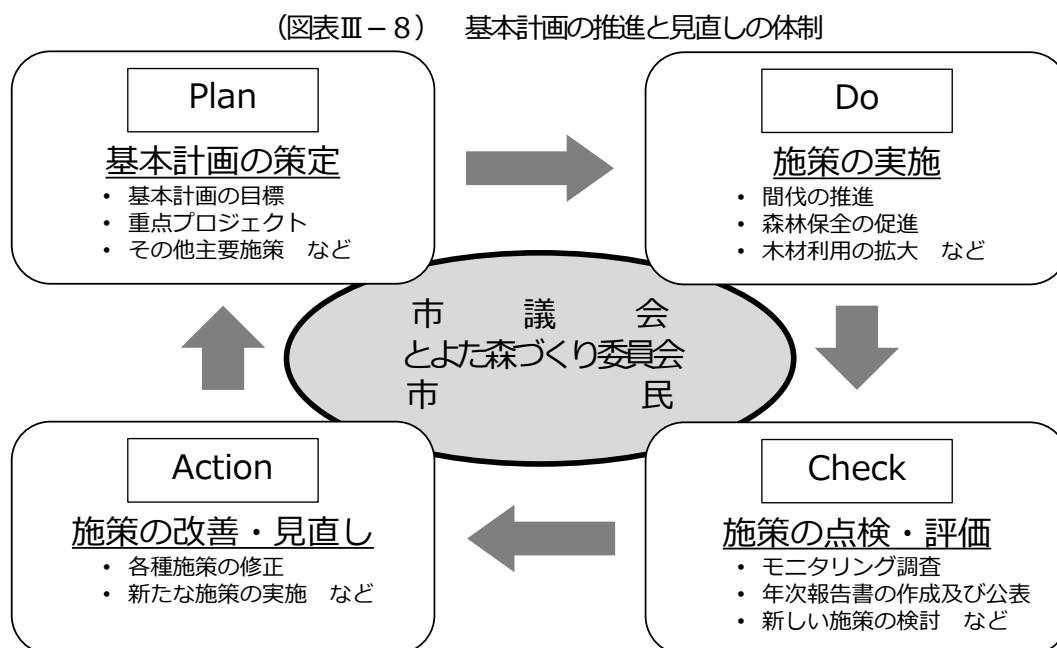
(2) 年次報告の作成：豊田市森林課

第3次基本計画に基づき実施した各種施策の状況等については、条例第19条に基づき、年次報告書を作成し、公表します。

(3) 進捗管理の点検・評価を行う組織：とよた森づくり委員会

第3次基本計画の進捗管理の点検と評価は、条例第20条に基づいて設置する「とよた森づくり委員会」が行います。委員会は公募による市民・学識経験者・木材産業関係者等から構成され、市の森づくりを適正に推進するために、新・森づくり構想及び第3次基本計画や森づくりに関する基本事項について協議・調査・提言及び評価を行います。

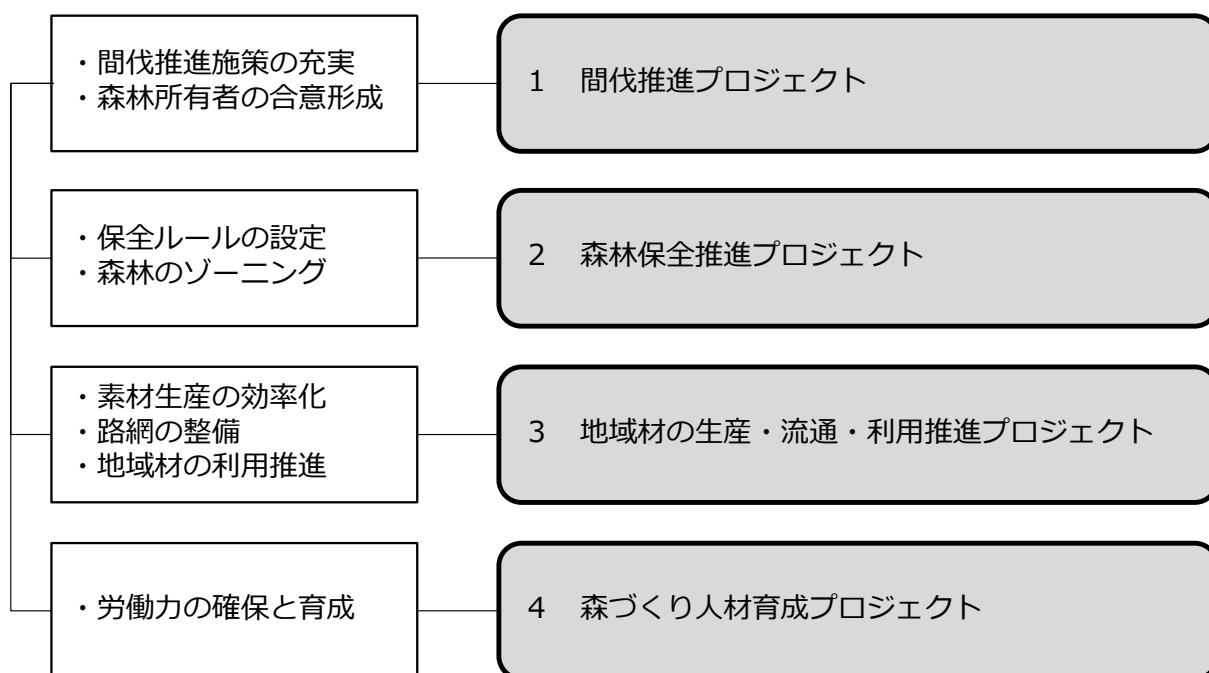
このうち、評価については、第3次基本計画の重点プロジェクト及びそのほかの主要施策について行うものとします。特に重点プロジェクトについては、その設定された指標と数値目標に対して、「目的と達成目標は達成されたかどうか」という視点からの追跡、分析、報告を行います。



IV 具体的施策①－重点プロジェクト－

第3次基本計画期間（2018～2027年度）に実施する具体的な施策として、以下のように4つの重点プロジェクトを設定し重点的かつ優先的に取り組むとともに、その他の主要な施策を定め、これらを複合的に展開します。

(図表IV-1) 2018～2027年度に取り組む4つの重点プロジェクト



<森林組合作業班の間伐>



<間伐をした人工林の様子>

1 間伐推進プロジェクト

(1) 目的

市内の約30,000haのヒノキ・スギの人工林のうち、公有林等を除く私有林約27,000haを対象として間伐を推進することにより、過密人工林が一掃され、全ての人工林が適正に管理された健全な状態を目指します。

(2) 達成目標

このプロジェクトの目標を次の通り定めます。

- ① 第3次基本計画期間（2018～2027年度）に、過密ステージ・移行ステージの人工林を中心に12,000haの間伐を実施します。
- ② 間伐を計画的かつ効率的に実施するため、森林所有者が自らの意思で森づくりに関する合意形成や推進を図る地域組織（以下「地域森づくり会議」という。）による団地化を継続して推進します。

(3) プロジェクトの管理のための指標と目標値

指標と目標値は以下のとおり定めます。

(図表IV-2) 指標と目標値

指標	現状値 (2016年度)	目標値	
		2022年度	2027年度
間伐面積 (ha/年)	968ha	1,200ha/年を維持	
森づくり団地計画の樹立累計面積 (ha)	9,058ha	15,750ha	見直し時に 再設定
森づくり団地計画の樹立面積 (ha/年)	1,246ha	1,200ha/年を維持	

(※) 設立された地域森づくり会議内における複数の計画樹立面積の合計

(4) 事業概要

① 間伐推進計画

計画対象人工林のステージ区分を行った上で、次表のとおり間伐を推進します。

新・森づくり構想の計画期間20年間で移行ステージ約12,000haの間伐1回と過密ステージの約5,000haの間伐2回、計22,000haを進めて、新・森づくり構想の目標である20年間で全ての人工林を健全ステージに誘導します。

第3次基本計画期間は、過密・移行ステージで年間1,000haの切置き間伐、移行・健全ステージで年間200haの利用間伐や針広混交林化を想定し、12,000haの間伐を実施します。間伐遅れの過密人工林には、下層植生の回復を促す本数比4割程度の間伐を推奨し、人工林の健全化を進めます。2027年度末（2028年）までに「健全ステージの人工林の割合」を現状の37%から55～59%に高めます。また、計画期間の最終年度に航空写真等の解析により全域の人工林の本数密度を確認し、「健全ステージの人工林の割合」の進捗を確認します。

(図表IV-3) 間伐実施目標値

森林の現況 ※	間伐の種類	目標値	参考	目標 間伐実施 面積合計
		2018年度～2027年度 第1期10年間	2028年度～2037年度 第2期10年間	
過密ステージ	切置き間伐	5,000ha	5,000ha	10,000ha
移行ステージ		5,000ha	5,000ha	10,000ha
健全ステージ	利用間伐/ 針広混交林化	2,000ha	2,000ha	4,000ha
計		12,000ha	12,000ha	24,000ha

(※) 各ステージの本数密度は、「過密ステージ」が1,600本/ha以上、「移行ステージ」が1,000本/ha以上1,600本/ha未満、「健全ステージ」が1,000本/ha未満を示す。

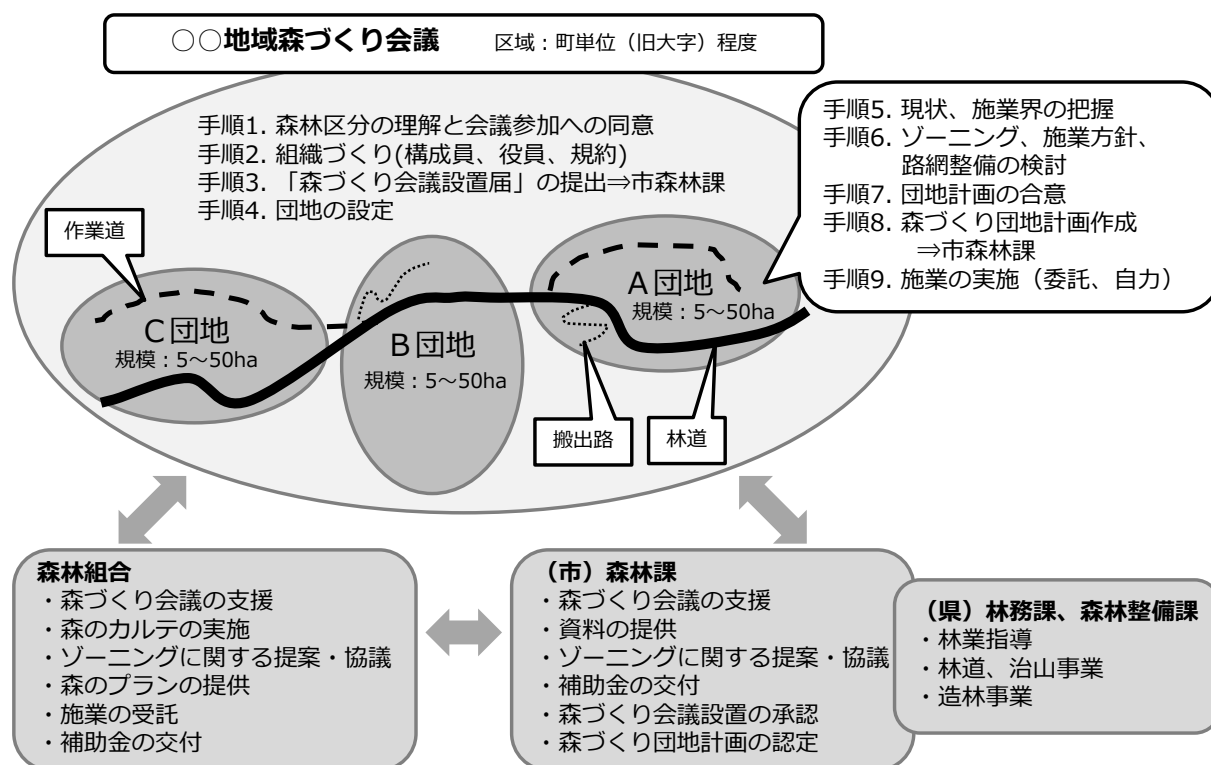
② 地域森づくり会議方式による間伐の推進

人工林率が50%を超える地区は、地域森づくり会議方式による団地化を推奨し、既設地域森づくり会議内の団地化を中心に提案型集約化施業を進め、計画的で効率のよい間伐事業地の確保を行います。

人工林率が低く団地化が困難な地区は、会議方式の団地化を進めるか否かを個別で協議した上で、その都度、最も効果的な事業を選択し間伐を実施します。

2023年以降は、5年ごとの基本計画の見直しにおいて、団地の進捗等を評価した上で、目標を再設定し、支援体制や森づくり推進組織育成交付金を再構築します。

(図表IV-4) 地域森づくり会議の推進体制



③ ゾーニングと将来の森林像（目標林型）を目指した施業

当初構想の過密ステージから移行ステージの人工林が多くなってきたため、将来の森林像（目標林型）を目指した施業が必要になっています。地域森づくり会議方式において、木材生産林（区分（A））と針広混交誘導林（区分（B））などの森林区分と目標林型を設定し、目標林型にむけた適切な施業（将来木施業）の取組を開始します。

ゾーニングや将来木施業の実施に当たっては、市有林にモデル林を設定しモニタリングとともに、検討会の開催などで関係者の情報共有とスキルアップを図りながら進めます。また、森づくり人材確保・推進プロジェクトにおける、岐阜県立森林文化アカデミー等と連携した研修においてもプログラムに盛り込み、実行体制の整備を図ります。

（5）間伐事業の補助体系等

新・森づくり構想に定める目標を達成するために実施する間伐事業には、いろいろな制度が含まれており、それらを効率的に組み合わせ、実施していきます。その中で市は、従来の施策に加えて、新しい方向性を示します。

- ① 県が実施する県税事業の人工林整備においては、県と連携し、市が積極的に事業地調整を行い実施していきます。
- ② 森づくり団地計画に基づいて計画的に実施される利用間伐については、国県費補助等を活用して取り組みます。
- ③ 森づくり団地計画に基づいて計画的に実施される切置き間伐については、所有者の負担なしで実施できる制度を継続します。
- ④ 森林所有者が自ら間伐を実施する場合の各種助成制度を充実します。
- ⑤ 「巻枯らし間伐」などの市独自の補助事業を検討していきます。



<杭入れ>



<間伐作業>

2 森林保全推進プロジェクト

(1) 目的

土砂流出防止や洪水防止など森林のもつ公益的機能を維持するため、皆伐や新規の林業用路網開設に係る最低限のルールを設定し、木材利用とのバランスを図ります。また地形や傾斜等の立地条件等に応じたゾーニングを行い、それぞれの目標林型に向けた施業を実施することで、公益的機能の高い森づくりを進めます。

(2) 達成目標

このプロジェクトの目標を次のとおり定めます。

- ① 皆伐や新規の林業用路網開設に係る森林保全のルールを新たに設定し、伐採届出制度の仕組みの中で運用し、山地災害防止等において重要なエリアや大規模皆伐を抑制します。
- ② 「間伐推進プロジェクト」の流れの中で、新たに整理した森林区分によるゾーニングを進め、立地条件等に応じた森林に誘導することで、森林保全と木材利用の適切なバランスを図っていきます。

(3) 事業概要

① 森林保全のルールの設定

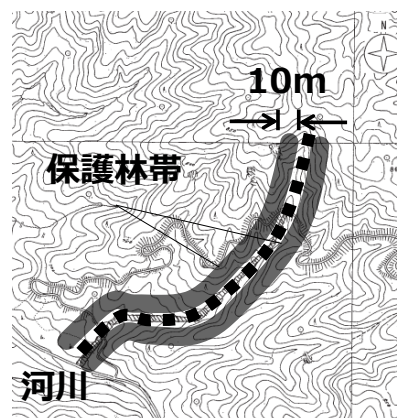
(a) 山地災害等防止において重要なエリア

沢抜けや斜面崩壊などの災害リスクを低減するために、特に重要となる下記のエリアにおける皆伐や新規の林業用路網開設は原則控えることとします。

【急傾斜地】	傾斜 35～40 度以上の傾斜地、かつ谷側に被災対象（民家、道路等の施設）のあるエリア
【河畔林・湖畔林】	河畔沿い両側 10m の保護林帯
【0次谷】	0次谷、かつ谷側に被災対象（民家、道路等の施設）のあるエリア



<0次谷の様子>



<河川と保護林帯のイメージ>

(b) 大規模皆伐の抑制

皆伐は自然環境に与える影響が大きいことから、別に定める森林保全のガイドライン（仮）において、1か所あたりの皆伐上限面積等を設定し、この基準を超える皆伐は原則控えることとします。



〈九州地方の大面積皆伐地〉

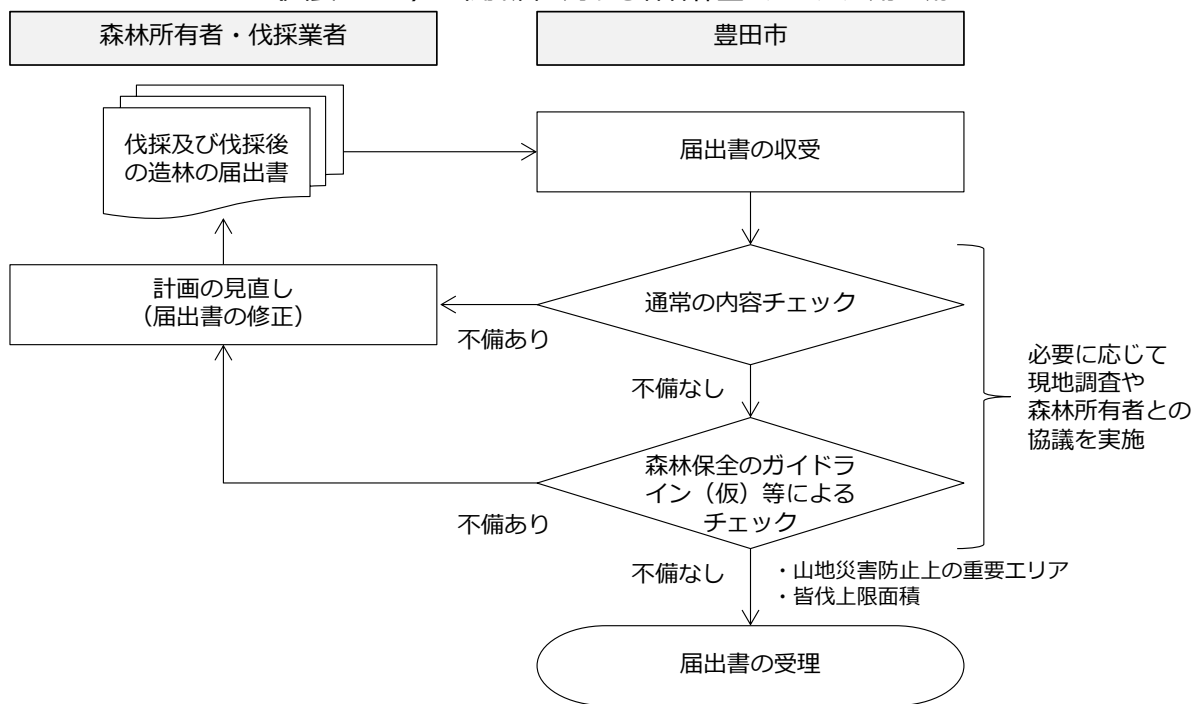
(c) ルールの運用

上記（a）（b）の森林保全のルールの運用は、森林法の伐採届出制度（法第十条の八ほか）の仕組みの中で運用します。

いわゆる民有林（地域森林計画対象民有林）の普通林に係る伐採は、市町村長へ30～90日前までに伐採届を提出する必要があります（1haを超える開発案件は除く）。この手続きの中で、市は伐採内容を確認し、別に定める森林保全のガイドライン（仮）及び豊田市森林整備計画を基準として、例えば皆伐案件では、山地災害等防止において重要なエリアを含んでいるか、上限面積を超える皆伐か等についてチェックします。必要に応じて、現地調査を実施し現場の状況を十分に把握した上で、森林所有者・伐採事業者と協議し、森林保全のルールを守るよう指導していきます。

なお保安林の皆伐や1haを超える普通林の開発案件（林地開発許可）については、今後、県など関係機関と協議して調整を図ります。

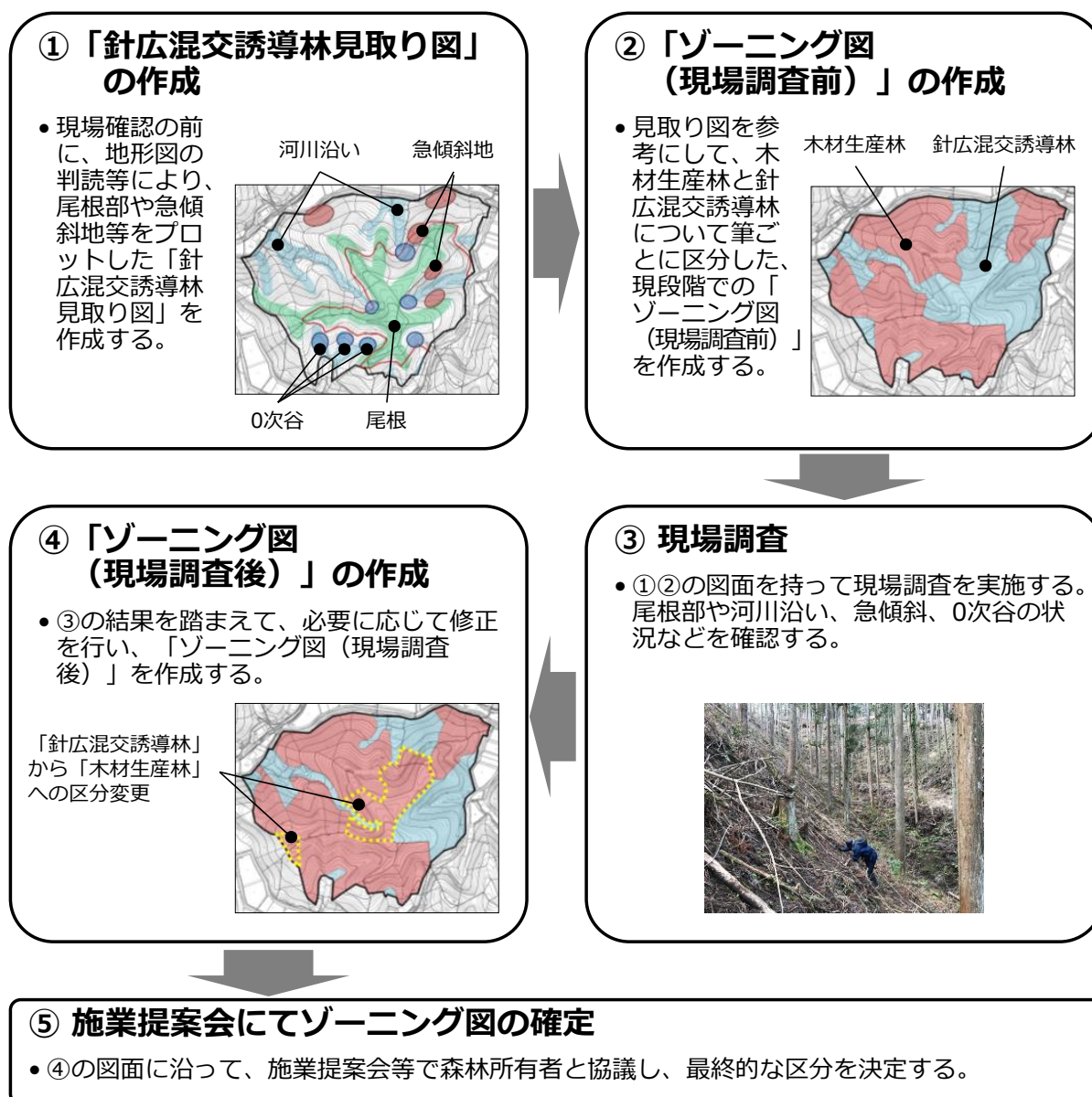
(図表IV-5) 伐採届に対する森林保全のルール運用の流れ



② 立地条件等に応じたゾーニングの実施

新・森づくり構想では、地形・傾斜などの自然的な立地条件や経済的な条件に応じて、森林区分を4つに再整理しました。人工林は「木材生産林」「針広混交誘導林」を2区分にし、地域森づくり会議との団地化作業等を通して、森林所有者に提案し協議した上で決定します。これまで進まなかった人工林のゾーニングについては、新たに図表IV-6の「人工林のゾーニング手順」に沿って、現場調査を実施し、具体的な提案をしながら森林所有者と協議し、立地条件等に応じたゾーニングを決定し、森林保全と木材利用の適切なバランスを図っていきます。

(図表IV-6) 人工林のゾーニング手順



3 地域材の生産・流通・利用推進プロジェクト

(1) 目的

木材価格（特にヒノキ価格）の長期低迷と、賃金上昇等による伐採搬出コストの下げ止まりに伴い、人工林の採算性が悪化しています。人工林維持ゾーンを中心に木材の有効利用を進めるため、地形に応じた効率的な作業システムの設定や林業用路網整備が不可欠です。

木材の利用を積極的に推進することにより、地域材の需要が高まり、間伐の促進が図られることで、森林の公益的機能が十分に発揮される森林整備を推進します。中核製材工場が豊田市御船町で稼働することに合わせ、川上（山元）から川中（製材等）、川下（消費者）に至る一連の流れの円滑化を図り、山元への還元を促進し、地域材の安定的な供給体制を確保していきます。

また、市民に木の良さを伝える活動を推進するとともに、「豊田市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、公共建築物の整備や公共土木工事に係る木材の需要を喚起します。

(2) 達成目標

このプロジェクトの目標を次のとおり定めます。

- ① 高性能林業機械の活用を主軸とし、地形に応じた作業システムを確立し、生産性の向上及び採算性の改善を図ります。
- ② 素材生産計画に合わせ、林道・作業道及び搬出路を計画的に整備・改良及び維持管理を適正に実施します。
- ③ 地域材の素材生産量が増大し、地域の木材事業者に対し、安定的な木材供給の体制を整えます。
- ④ 木材利用を推進するイベント等の開催支援や地域材利用の提案などの広報活動を通じて、市民の木材利用の機運を高め、基本方針に基づいた公共建築物の整備等を進め、地域材を積極的に利用します。

(3) プロジェクト管理のための指標と目標値

指標と目標値は下記のとおりです。

(図表IV-7) 指標と目標値

指標	現状値 (2016年度)	目標値	
		2022年度	2027年度
伐採・搬出コスト	11,000円/m ³	10,000円/m ³	8,000円/m ³
間伐に伴う 素材生産量	16,000 m ³ /年	25,000 m ³ /年	30,000 m ³ /年
中核製材工場に おける原木取扱量	—	45,000m ³	45,000m ³

*伐採・搬出コストは、伐採・集材・造材・搬出（土場）までにかかるトータル経費のこと。

(4) 事業概要

① 豊田型作業システムの確立

伐採・搬出コストを抑えるため、市内における効率的な作業システム（利用間伐）について、下記の方向性に沿って再検討します。生産性向上のためには、プロセッサやタワーヤードなど高性能林業機械の活用や、効率的な工程管理が必要です。レンタル機を用いた試験的な施業や、専門家等を招いた現地検討会の開催等により作業システムの検証を行い、豊田型作業システムを確立します。

なお公益的機能の維持のため、地形や地質に応じた作業システムの設定や森林保全に配慮した機械の使用、間伐時の下層植生の刈払いを安全作業の範囲内で極力控えるなど、保全型の作業に努めます。

(図表IV-8) 豊田型作業システム（利用間伐）の方向性

区分	作業システム	各工程の使用機械					路網密度 (m/ha)
		伐採	木寄せ・集材	造材	搬出	運搬	
緩傾斜地 (20°未満)	車両系 ①	チェンソー	プロセッサ 付属ウインチ	プロセッサ	フォワーダ	トラック	150~200
中傾斜地 (20~35°)	車両系 ②	チェンソー	スイング ヤード	プロセッサ	フォワーダ	トラック	50~150
急傾斜地 (35°以上)	架線系	チェンソー	タワー ヤード	プロセッサ	-	トラック	~20

(資料) 豊田森林組合

② オペレーターの育成

高性能林業機械の活用を主軸とした作業システムを展開するためには、機械オペレーターの育成及び技術の向上も不可欠となります。OJT²における技術力向上以外にも、「森づくり人材確保・育成プロジェクト」における取組などにより、機械オペレーターの育成を図ります。

③ 効率的な木材生産に資する林業用路網の検討

木材生産適地においては、間伐・木材搬出計画に合わせた林業用路網整備計画を策定します。効率的な木材生産のためには作業システムと連動した路網整備が不可欠となります。使用する林業機械に合わせて作業ヤードや山土場等を考慮し、施業しやすい路網計画を実施します。

④ 森林保全に配慮した壊れない道づくり

路網整備にあたっては、地形に追従することで切土、盛土をなるべく小さくするとともに小流域ごとに小まめな分散排水を行うことで山地災害防止に考慮した路網整備を実施します。

⑤ 「林業専用道」の整備

国による林業用路網の再整理が行われ、コスト削減を目的とした「林業専用道」が

² On the Job Training の略称。実際の職務現場において、業務を通して行う教育訓練のこと。

2010 年度に創設されました。基幹道路である林道を補完し、平均斜面勾配がおおよそ 30°以下の斜面に作設することを基本に、できるだけ地形に沿った波型線形とし、地形の改変を最小とする山地災害に配慮した道です。今後は従来の基幹路網（代行林道、小規模林道）だけでなく、「林業専用道」や細部路網の整備も行いながら、地域の地形や地質等に応じた路網整備を推進していきます。

(図表IV-9) 林業用路網の概要

区分	名称	施行主体	幅員	工事期間	道路規格	路網密度	概要
基幹路網	代行林道	県	4.0～5.0m	10～20年	高	低	<ul style="list-style-type: none"> ・国県道などの一般公道へ連絡する幹線 ・規格：林道規程 ・輸送機械：10 tトラック、一般共用可
	小規模林道	市	4.0m	5～15年			
	林業専用道	市	3.5m	1～3年			
細部路網	矢作川水源基金作業路	森林組合等	3.0m	1～2年	低	高	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線となる林道を補完する支線 ・規格：林業専用道作設指針 ・輸送機械：10 tトラック、大型フォワーダ
	単市作業道	森林組合等	3.0m				
	搬出路	森林組合等	2.5～3.0m	1年			<ul style="list-style-type: none"> ・効率のよい間伐材搬出のための仮設道 ・輸送機械：フォワーダなどクローラ式機械

⑥ 林業用路網の維持管理

林道を始めとする林業用路網を長期的に有効利用するためには、適切な維持管理が重要です。そのため、基幹路網は市が中心となり、細部路網は森林所有者等が分担して維持管理を図ります。

⑦ 加工・流通体制の構築

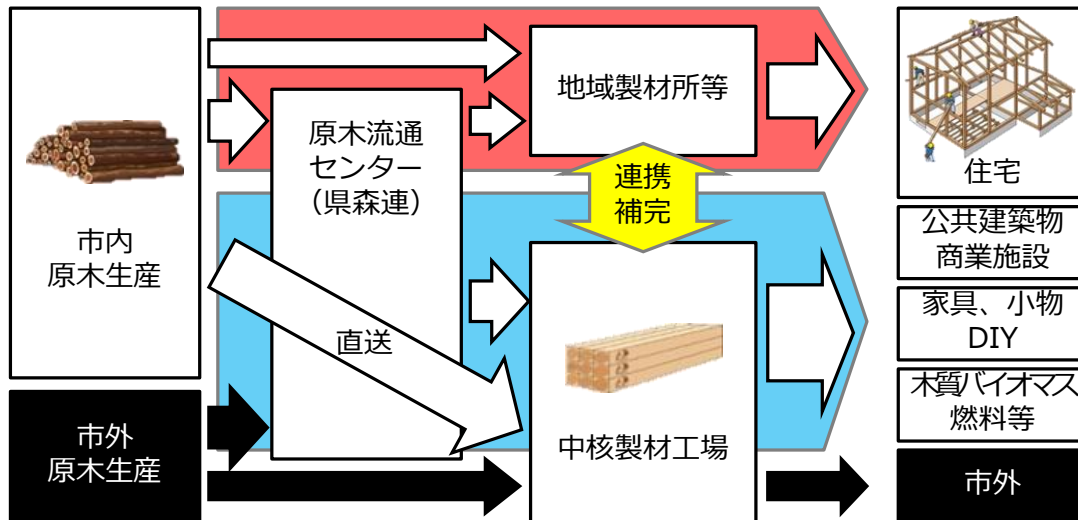
中核製材工場の誘致を契機として、森林組合を中心に素材生産を増大させ、愛知県森林組合連合会との連携の下、地域の木材産業等事業者への安定的な木材供給が図られる体制を構築します。

特に、山元からの直送等による流通の合理化を通じたコスト低減やカスケード利用³を促進し、森林所有者への還元を図ることや、地域内の製材事業者間における強みを共有し、得意分野の連携及び補完による協力関係を構築することで、地域産業としての活性化を促進し、雇用の創出を図ります。

また、森林資源の地産地消を促進するため、中核製材工場と地域の製材所等の共働により、地域の材木店、工務店等のニーズを積極的に把握し、地域にとって身近で使いやすい木材供給の体制づくりについても併せて支援していきます。

³ 木材を余すことなく多種多様に有効利用すること。

(図表Ⅳ-10) 加工・流通体制



⑧ 利用拡大の推進

地域材の利用拡大を図るため、地域の木材産業等事業者の参画を得ながら、消費者の「木を使いたい」、生産者の「木を届けたい」といった地域材のニーズをつなげるコーディネート組織の活動を支援することで、住宅や商業施設などの公共的空間等での地域材利用を促進し、家具・小物・DIY⁴等、市民のライフスタイルや都市景観に木材を取り入れる提案を積極的に進めることで、ブランド戦略による地域材の認知度の向上と市民に選択される地域材の利用促進を図ります。

また、森林認証制度が地域材の利用拡大にもたらす効果を検証するなど、新たなニーズの掘り起こしに向けた研究を進めます。

⑨ 市民理解の促進

木材の持つ温もりや安らぎ等といった木の良さや特性、地域材利用の意義等について、広く普及啓発を図るため、木育イベントや常設型木育広場の設置、こども園等への木製遊具・おもちゃの提供など、様々な機会を捉えながら市民が木に触れる機会を創出することで、地域の森林や木材利用への市民の関心を高めます。

⑩ 公共建築物等における地域材の利用

基本方針に基づく地域材利用の推進を図るため、市が計画する木造化・木質化施設の情報共有や設計・施工等に関する木造建築物の専門家との意見交換の場の設置、大学等の教育研究機関との連携による設計支援、国内外の木造建築物の事例の情報収集、地域材の調達方法など、庁内関係課等との積極的な連携を促進するほか、国、県、矢作川流域を始め



<木造公共施設(前林交流館)>

とした県内市町村、民間事業者等に対しても、直接訪問を実施するなど、地域材を活用した施設の増加に向けて積極的に働きかけていきます。

⁴ Do It Yourself の略称で、専門業者ではない人がする自作や修繕のこと。

4 森づくり人材育成プロジェクト

(1) 目的

新・森づくり構想の実現に向けて、その担い手となるプロフェッショナルな林業技術者（森づくり人材）を育成します。

(2) 達成目標

新・森づくり構想の実現に向けて必要になる各現場に応じた人材（森林作業員、森林施業プランナー、市フォレストラー）を育成します。

(3) プロジェクト管理のための指標と目標値

指標と目標値は以下のとおり定めます。

(図表IV-11) 指標と目標値

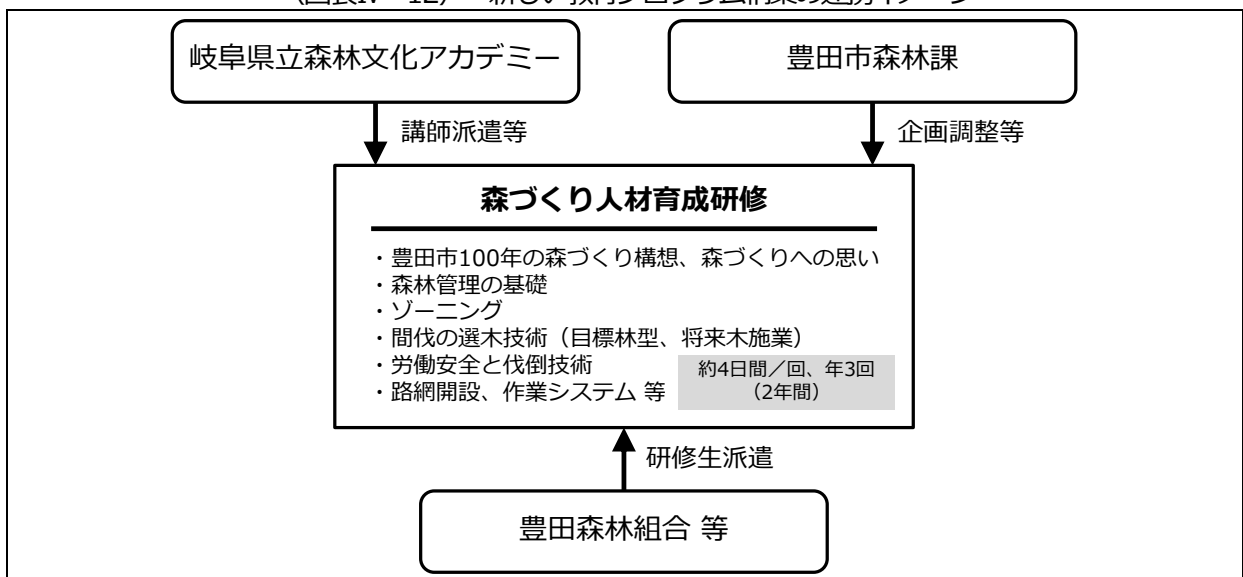
指標	現状値 (2016年度)	目標値	
		2022年度	2027年度
森づくり人材育成研修生	-	4名/年	4名/年
「緑の雇用」新規研修生	2名/年	3名/年	3名/年

(4) 事業概要

① 森づくり人材育成研修（森林施業プランナーの育成）

立地に応じたゾーニングや目標林型を目指した将来木施業等を実施していく上で鍵となるのは、施業プランを作る森林施業プランナーです。そこで、森林施業プランナーの技能向上を図るため、岐阜県立森林文化アカデミーと連携して新たな教育プログラム（森づくり人材育成研修）を構築します。この「働きながら学ぶ」型の教育プログラムを通して、現場と理論の往復作業を行い、市の森づくりに必要な知識・技能を養うことを目指します。

(図表IV-12) 新しい教育プログラム構築の連携イメージ



② 国内外の林業教育・研究機関との連携による人材育成

現場作業を担う森林作業員の技能向上、及び広域的な視点において方針等を示していく市フォレストの育成も不可欠なことから、各人材を育成する仕組みについても今後検討します。人材育成では、岐阜県立森林文化アカデミーのほか、社会人の人材育成に取り組む大学や研究機関と連携し、またドイツやスイスなど海外の林業教育機関や技術者とも連携し、森づくりの知識・技能の向上に努めます。

③ とよた森林学校（セミプロの育成）

間伐等林業作業者の育成と市民の森林・林業に関する意識の向上を目的とし、平成 18 年度に開校したとよた森林学校の「セミプロ林業作業員養成講座」において、間伐等の作業をする林業作業員（セミプロ）の育成を図ります。

④ 森づくり人材の確保等

森林作業員の減少など労働力不足が顕在化する中、当面は、森づくり人材の確保に向けた取組も必要なことから、下記について実施します。

(a) 「緑の雇用」事業等の活用

森林組合等に所属する森林作業員を確保するため、林野庁の「緑の雇用」事業等を森林組合が積極的に活用することを促します。また、安定的に新規研修生を受け入れ、かつ短期離職を防ぐため、市は森林組合等に対して支援を行います。

(図表Ⅳ-13) 豊田森林組合における「緑の雇用」事業に係る人材育成実績

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
研修生数	12	11	7	7	6
うち新規研修生数	3	3	3	2	2
修了生数	2	2	2	2	3
うち作業班在籍数	2	2	2	2	3

(資料) 豊田森林組合

(b) 森づくり団地化推進員

森づくりの団地化を推進する人材を育成するとともに、森づくり人材の就労機会を創出するため、森林組合が雇用した「森づくり団地化推進員」（緑のコーディネーター）に対する支援を継続します。

(c) 市における専門職員の配置

市町村合併を経て 6 万 ha を超える森林をもつ「森林都市」となった豊田市には、専門教育を受けた職員の配置が不可欠です。そのため年齢バランスに配慮しつつ定期的に専門職員を確保し、森林課の体制整備を図ることを検討します。

⑤ その他

森林施業プランナーや森林作業員の育成の前提としては、森林組合等の林業事業体の安定経営や各人材の待遇改善が必要となります。森林組合等に対して、安定経営に向けた改革や体制の整備について促します。

V 具体的施策② – そのほかの主要な施策 –

条例及び新・森づくり構想に基づき、市内の森林を適正に管理していくためには、重点プロジェクトだけでなく、様々な施策を総合的に実施していく必要があります。

その中でも主要な施策として、次の各項目に取り組みます。

1 森林情報の管理に関する施策	(1) 森林情報の現状 (2) 豊田市森林 GIS
2 木材以外の森林資源の活用に関する施策	(1) 特用林産物（キノコ類等）の生産の振興 (2) 木質バイオマスのエネルギー利用の検討
3 とよた森林学校に関する施策	(1) 人材育成コース (2) 森の応援団コース (3) 出前講座の開催
4 山村地域の活性化と文化の伝承に関する施策	(1) 林業関係者の定住促進と就業機会確保への支援 (2) 都市と農山村との交流促進 (3) 森林文化の継承
5 NPO・森林ボランティア等との共働による森づくりに関する施策	(1) 森林ボランティア活動の支援 (2) 企業・団体の森づくり活動に対する支援 (3) とよた森づくりの日と森づくり月間による普及啓発活動
6 事業評価に関する施策	(1) モニタリングの必要性 (2) 調査方法
7 その他の施策	(1) 森林整備効果のPR (2) 市有林の活用 (3) 都市近郊林の整備 (4) 竹林の整備

1 森林情報の管理に関する施策

(1) 森林情報の現状

森林の分布状況や所有者情報がまとめられたものは「森林簿」が代表的です。広域的な森林情報としては無二の存在ですが、昭和 30 年代の航空写真等を基に作成されており現状が正確に反映されていないこともあるため、計画策定業務や境界確認などの現場業務といった様々な場面で精度の高い森林情報が求められています。

そのため、市独自に保有する航空写真や、データ化された地番図といった他の情報や新たな技術を活用して、森林簿に依存しない森林情報管理体制を構築していくことが重要です。

(2) 豊田市森林 GIS

広大な森林面積を持つ市の総合森林情報システムとして、2008 年度に構築した『豊田市森林 GIS』により、様々な森林に関する情報を一元管理していきます。

① 現況の初期把握

航空写真や地形図といった様々なデータを複合的に活用し、広域的な森林分析や森づくり団地計画など初期的な現況分析等に活用します。

② 森づくり情報基盤整備（航空写真解析）

第 3 次基本計画の最終年度には、2014～2015 年度に実施した「森づくり情報基盤整備」を再度実施し、基本計画の点検や評価、進捗の「見せる化」を行います。

③ 豊田市版の森林計画図・森林簿

団地化により得られる測量結果や森づくり団地計画書をデータ化し、豊田市版の森林計画図や森林簿として森林 GIS で管理し、森林情報の精度や鮮度を向上していきます。

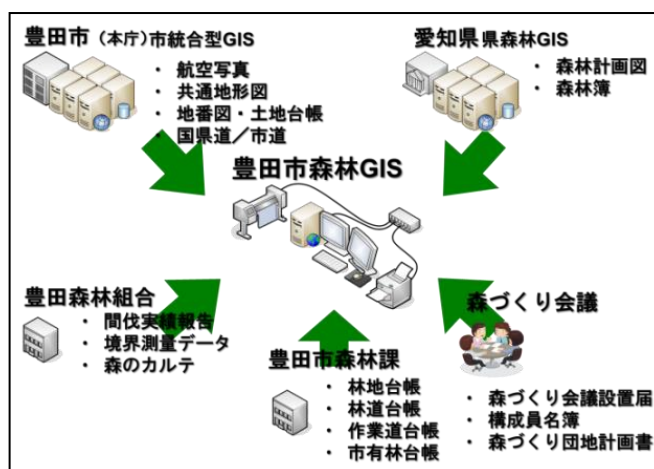
④ 情報の共有化

豊田市森林 GIS に蓄積する森林情報が有効に活用できるように、県及び森林組合との連携を図っていきます。

⑤ GIS の発展的活用

蓄積するデータや GIS の分析機能を活用して新たな森林施策への展開を検討します。また、GNSS⁵（衛星測位システム）やレーザー測量など技術も取り入れ、より効果的なシステムへ進化させていきます。

(図表 V-1) 豊田市森林 GIS 概略図



⁵ Global Navigation Satellite System の略。GPS など人工衛星からの信号を受信し、現在位置などを記録するシステムのこと。

2 木材以外の森林資源の活用に関する施策

民間事業者・住民・NPO 等が事業主体である、森林を利用した地域密着型の特用林産物生産、石油に代わるエネルギーとして地球温暖化防止に資する木材バイオマス活用の取組等を支援します。

(1) 特用林産物（キノコ類等）の生産の振興

森林を利用した代表的な特用林産物としては、原木キノコがあり、次のような支援をしていきます。

- ① Iターン・Uターンで山村地域に定住する住民の定着化を図るため、地元で生育する原木を使ったキノコづくりを生業の一つとして振興する取組に対して、助言や協力を行います。
- ② 林業者が組織する団体に対して、研修会・講習会等の普及振興活動に要する経費の助成等の支援をします。



<原木きのこ栽培体験講習会の様子>



<原木しいたけ菌打体験>

(2) 木質バイオマスのエネルギー利用の検討

森林資源の有効利用を促進するため、木質バイオマスのエネルギー利用について検討していきます。

中核製材工場に集荷されるチップ用材の地域での利活用や、熱利用等によるエネルギーの地域内循環の仕組みづくりなど、木質バイオマスのエネルギー利用についての検討を進めます。

3 とよた森林学校に関する施策

とよた森林学校（以下「森林学校」という。）は、森林・林業に関する知識や経験がない一般市民を主な対象として、森林に関わる様々な人材の育成を目的に開校しました。受講した市民が、人工林の間伐作業員や森林・林業の理解者として活躍できるよう育成していきます。また、受講者のアンケート結果を基に、ニーズに合った講座を開催するとともに、後述する「とよた森林学校 OB 会」などの森づくりを応援する自主活動に対し講師派遣等の支援をしていきます。

(1) 人材育成コース

市内人工林における間伐等の森林整備を推進するためには、継続的な林業労働力の育成が必要です。森林学校では、間伐作業等に必要な基礎知識や技術を学ぶ講座を開催します。森林所有者においても、森林管理のノウハウを提供し、“正しい林業知識”をもった自伐林家の育成に努めます。

(2) 森の応援団コース

森林の公益的機能の維持・増進を目的とした森林整備事業に対する公的支援を行うためには、都市住民の理解と支援が不可欠です。森林学校では、各講座を通して、森林・林業に関する知識を持ち、人工林整備への公的支援も理解する「森の応援団」を育成します。

(3) 出前講座の開催

将来を見据えた長期的な森林整備を行うためには、大人だけでなく、子供に向けた講座の開催も重要となります。そのためには学校教育との連携を図りながら、「総合的な学習の時間」などに、積極的に出前講座を利用してもらえるように促していきます。

(4) これまでの「とよた森林学校」の実績（2016 年度末時点）

森林学校は 2006 年に開校し、これまでに延べ 1 万人以上が受講しました。現在では、森林学校の修了生が自主的に活動する「とよた森林学校 OB 会」（2011 年発足。現会員 171 名）を始め、間伐ボランティア初級講座の修了生による「間伐ボランティアグループ」（2007 年より 11 グループが設立）、森林観察リーダー入門講座の修了生による「森もり会」（2007 年度発足。現会員 43 名）があり、それぞれが間伐や自主講座の開催、森林学校の運営補助などの活動に繋がっています。

また、これらの取組が評価され、「Forest Good 2016 間伐・間伐材利用コンクール」の最高賞である林野庁長官賞を受賞しました。



<楽しい山づくり入門講座>



<山の日木こり体験>

4 山村地域の活性化と文化の伝承に関する施策

間伐を中心とした森林整備を継続的に実施していくためには、その人材等を供給する山村地域の活性化が必要です。そのために実施する各種施策を支援していきます。

(1) 林業関係者の定住促進と就業機会確保への支援

林業労働者の就業定着率の向上を図るため、山間地における市営住宅や分譲宅地の整備等の支援、利用されなくなった教職員住宅等の用途変更による住環境の提供により、林業関係者の定住促進を支援します。また就職説明会等への協力など就業機会確保への支援を進めます。



<旭地区 市営住宅「エビネの里」>



<足助地区 林業関係者用に用途変更した教職員住宅>

(2) 都市と農山村との交流促進

森林学校だけでなく、交流施設での宿泊体験、農業体験など、おいでん・さんそんセンターや全庁的な取組と連携しながら、都市部と農山村の交流を促進し、山村地域の活性化を図ります。



<山仕事の入門書>



<里山くらし体験館 すげの里>



<企業の田植え体験の様子>

(3) 森林文化の継承

市内の中山間地域で森林を利用して行われてきた様々な伝統的技術や遊びを含む伝統行事や生活様式などの里山文化を伝承していくような活動を支援していくとともに、森林学校「森の応援団コース」において森林文化をPRする講座を開催します。



<森林学校 森の文化史（修羅の再現）>

5 NPO・森林ボランティア等との共働による森づくりに関する施策

市の森林の現状、森林管理の重要性は、まだ市民に十分に伝わっている状況ではなく、一層の普及啓発が必要です。このような状況を少しでも改善するため、NPO・森林ボランティア・企業等が市民を巻き込んだ森づくりを行うことを推進し、市はこれを積極的に支援します。

(1) 森林ボランティア活動の支援

市は、森林ボランティアを森林・林業に関する情報の発信者・普及者として捉え、構想に合致する取組を行う場合には、積極的に支援します。

① 森林ボランティアの始動支援

市内の森林の状況や市の森づくりの方向を学んだ森林学校の受講者等で構成され、市内での自主的な森林活動を志向する新たな団体の立ち上げを支援します。

一定規模以上の放置森林の間伐、除伐等の整備作業及びその普及活動を補助することにより、新たな活動団体を養成し、荒廃した森林の再生・保全を推進します。

② 安全対策や技術の向上に関する支援

森林ボランティアが継続的に活動を進めていくために、安全対策や技術向上が重要です。森林学校の中でそれらを身に付けることができる講座を開催し、積極的な受講を促すことにより、森林ボランティアのレベルアップを支援します。



＜市民ボランティアの講習風景＞

③ 実習地としての市有林の提供

森林ボランティアが計画的に活動する場を必要とする場合は、市は森林ボランティアグループと協定を締結した上で、活動の場として一定の市有林を提供します。

(2) 企業・団体の森づくり活動に対する支援

市は、企業・団体（以下「企業等」という。）を森の応援団の一人と捉え、構想に沿って、企業等との共働による森づくりを促進します。

企業等が社員教育、社会貢献、福利厚生等を目的に市内で森づくりを行う場合は、市は企業等の活動内容や目的に応じて、フィールドの提供を行います。また、市は活動計画を企業等と共働で作成し、実際の活動に際しては、その指導も行います。



＜企業等による森づくり活動参加者の皆さん＞

(3) とよた森づくりの日と森づくり月間による普及啓発活動

条例により毎年10月26日に設定された「とよた森づくりの日」と毎年10月に設定された「とよた森づくり月間」には、各種イベントを開催したり、市の広報等を通じて森づくり全般に関する情報や市の施策に関する情報を提供します。



＜木育イベント ウッドトイ・カーナビレin とよた＞



＜森林学校 森づくりの日はきこり体験＞

【コラム】旭木の駅プロジェクト

旭木の駅プロジェクトは、森林の健全化と地域経済の活性化を目的とした取組です。間伐材を「木の駅（集積場）」に持ち込むと地域通貨「モリ券」が発行され、地域内の商店で流通するユニークな仕組みです。愛知県では初の試みとして2010年度の社会実験から始まり、今では旭地区の商店37店（2017年現在）で流通しています。「軽トラとチェーンソーで晩酌を」を合言葉に、地域内の森林整備が進められています。



6 事業評価に関する施策

本計画に基づき実施する主要事業が期待される成果をあげているかどうかを検証するために、事業評価に関する次の施策を実施します。

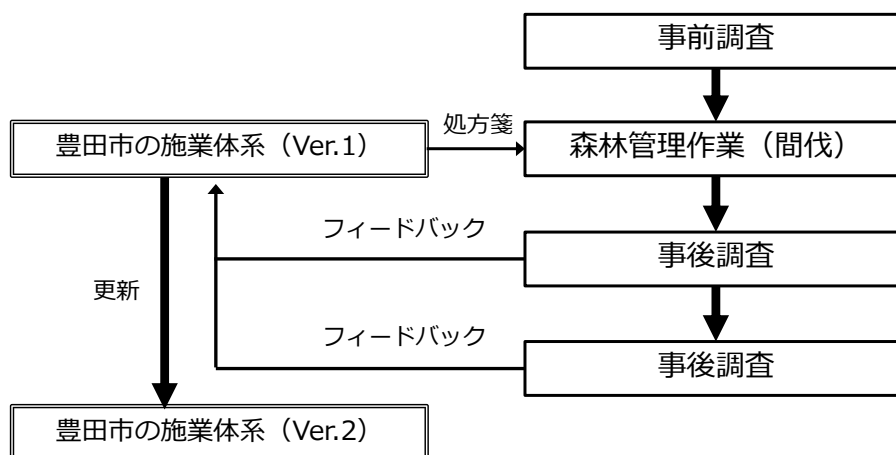
なお、これらの結果については、森づくり委員会等において評価されます。

(1) モニタリングの必要性

市は構想に基づき、過密人工林に対して本数比4割以上の間伐を実施することにより、消滅した下層植生が復活し、様々な公益的機能が十分に発揮できるようになることを目指しています。しかし、この地域において、間伐後に下層植生が経時的にどのように回復するか、間伐手法による違いはあるか、間伐が水流出にどう関係するかはほとんど調査されていません。

間伐施業地を継続的に調査することにより、間伐の効果や手法などを検討するためモニタリングを実施し、それらの成果は豊田市の施業体系にフィードバックします。

(図表V-2) 調査と反映の図



① 針広混交林化

構想で目指している針広混交林化は植栽木を強度に間伐し、その後自然回復する樹木を活用して高木層まで育成するもので、まだ全国的に見てほとんど事例のないものです。その成果を完全に把握するには20～30年程度の長期間を要するものと思われませんが、その過程をモニタリングして、その状況を事業実施に反映していく必要があります。

② 巻枯らし間伐

この方法には、次のような長所と短所があり、実施後10年程は周辺にどのような影響があるか等をモニタリング調査する必要があります。

(図表V-3) 巻枯らし間伐の長所と短所

長所	<ul style="list-style-type: none"> ・伐倒作業が困難な夏期（5～9月）に実施できるため、林業作業の通年化に効果的である。 ・ナタ・ノコギリ・竹ベラのみで実施可能で、作業は軽度で高齢者でも実施できる。 ・チェーンソーを使わないため重大な事故の可能性が少ない。 ・伐倒作業と比較して、やや安価に実施できる。（最大で巻枯らし14本/時間） ・枯損木が約10年間程度立ち続けることから、間伐後の風雪害を抑えることができる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・枯死木の葉が約1年間赤褐色で目立ち、見栄えが悪い。（2～3年でわからなくなる。） ・枯死木からキバチ類・カミキリ類・タマムシ類などの森林害虫が大量に発生する可能性がある。（強度間伐をした場合は、伐倒間伐でも同様の危険性がある。） ・樹液等の移動が少ない10～4月は皮が剥きにくいことから、実施できない。

③ 水源かん養機能

洪水災害や渇水対策などの水をめぐる問題は市にとって最重要課題の一つであり、この解決のために森林の果たす役割が注目されています。一方で、間伐や皆伐などの施業が森林の水の動きにどのくらい影響を与えるかについては十分に分かっていないことから、モニタリングする必要があります。

(2) 調査方法

調査方法と場所は次のとおりです。

(図表V-4) 各調査対象の方法と場所

調査対象	方法	場所
①針広混交林化 ②巻枯らし間伐	間伐実施状況とその後の植生回復状況調査等を3年毎に実施し、巻枯らし間伐の効果、針広混交林への誘導効果を計測します。	三ツ足市有林（足助地区）、城山市有林（旭地区）等
③水源かん養機能	間伐や皆伐の実施前後の、流域の流出量や水質の変化、及び表面流や土砂流出量の変化などを毎年計測し、間伐等の施業による効果を検証します。	大洞市有林（小原地区）、御内市有林（足助地区）



<林冠植被率計測の写真撮影>



<水源かん養機能調査地（大洞市有林）>

7 その他の施策

人工林の適切な管理を継続的に実施していくためには、前述の施策以外にも様々な施策を複合的に実施する必要があります。

(1) 森林整備効果のPR

森林はその成長の中で、大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝などに長期間にわたって貯蓄するなど二酸化炭素の吸収・貯蔵庫として重要な役割を果たしています。とりわけ利用間伐により出材した間伐材を住宅など建築材に利用すれば、一定期間、炭素を木材内に貯めることにつながり、地球温暖化防止対策として効果を発揮します。

市は、このような森林の持つ二酸化炭素吸収効果をアピールするとともに、森林を整備することにより、水源のかん養、土砂災害防止、生物多様性保全などの公益的機能が拡大することを都市部に広くPRし、森林整備の必要性や森林に対する理解を図ります。

(2) 市有林の活用

森林課の所管する市有林は市内全域に分散していますが、その合計面積は約 2,100haとまとまった規模を持っています。これら市有林は主に試験研究のフィールドとして活用していきます。

間伐による下層植生の回復状況などのモニタリング調査や、新たな作業システムの効果試験などのトライアル事業は、私有林での実施が難しいケースも多いため、市有林をフィールドとして実施する必要があります。市有林での継続調査や様々なトライアルによって調査データを積み重ね、効果的な取組と判断された場合は、私有林への普及展開を図っていきます。

これらのほかにも、市民との共働による森づくりを推進するため、協定等を締結した上で森林ボランティアグループの活動の場として一部の市有林を提供していきます。



<巻枯らし間伐の施業地>



<黒坂市有林の植栽地>

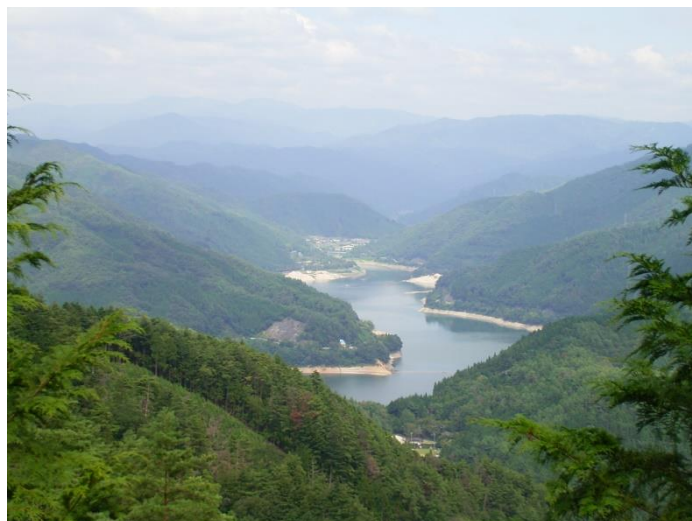
(3) 都市近郊林の整備

市内には天然林が約 24,000ha ありますが、そのうち都市近郊林に残された天然林の中には、都市住民の憩いの場や優れた景観、豊かな生態系保全の場としての役割を持っているものがあります。

こうした都市近郊林については、地域や所有者の理解を得た上で、「豊田市都市計画マスタープラン」や「豊田市緑の基本計画」に基づき保全を図っていきます。また、2009 年度から愛知県の「あいち森と緑づくり森林整備事業（里山林整備）」が始まり、地元要望による里山の整備が行われます。

(4) 竹林の整備

市内の森林に占める竹林の割合は約 2%（平成 27 年度愛知県林業統計書）と高くありませんが、竹林管理が適正に行われなくなった結果、人工林や天然林に少しずつ侵入しています。竹の侵入は全国的にも問題となっており、市が管理する市有林も例外ではありません。効果的な竹の除去手法の開発のため、石楠市有林に試験区を設定し、異なる伐採方法や薬剤注入など 4 つの手法による効果調査を、2013 年度から実施しています。処理後に竹の再生状況を継続調査し、処理方法ごとの効果について、コストも含めて分析していきます。



<矢作ダム湖>

豊田市森づくり条例

平成 19 年 3 月 30 日 条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)

第 2 章 基本的施策(第 9 条～第 16 条)

第 3 章 森づくり構想及び森づくり基本計画(第 17 条～第 19 条)

第 4 章 推進組織(第 20 条・第 21 条)

第 5 章 雑則(第 22 条～第 24 条)

附則

豊田市は、平成 17 年 4 月、周辺町村との合併により市域の約 7 割を森林が占めるまちになった。

このうち約半分を占めるひのきや杉の人工林は、木材価格の低迷等により、近年になって適正な管理ができなくなってきた。このまま放置すると、木材を生産する機能だけでなく、土砂流出や山地崩壊の防止、洪水軽減等の公益的機能も損なわれて、平成 12 年 9 月の東海豪雨を上回るような災害の可能性が心配される。一方、天然林については、自然環境の保全を始めとする働きが注目されている。

森林を適正に管理するためには、短期的な社会経済環境の変化に惑わされることなく、長期間を見据え、生態系として健全で、災害にも強く、人々の心に安らぎを与えると同時に、地球温暖化の防止にも貢献する森づくりを目指していく必要がある。そのためには、山村地域の住民だけでなく、都市部の住民も共に森づくりに取り組むことが重要である。

私たち豊田市民は、間伐を始めとした適正な管理と木材利用の促進等により、人工林を速やかに整備するとともに、自然豊かな天然林を維持し、森林を市民の財産として次世代に引き継ぐことを決意し、ここに豊田市森づくり条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、森林の有する公益的機能が強く求められている現状にかんがみ、その機能が高度に発揮される森づくりをするための基本理念を定め、市等の責務及び森林所有者等の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境、資源及び文化をはぐくむ森林の保全及び創造並びに次世代への継承に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 市内に存する森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 2 条第 1 項に規定する森林(竹林を含む。)をいう。
- (2) 多面的機能 土砂流出及び山地崩壊の防止、洪水軽減等の水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 公益的機能 多面的機能のうち、木材その他の林産物の生産及び供給を除いた機能をいう。
- (4) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (5) 人工林 植栽、種まき又はさし木により成立した森林(伐採跡地を含む。)をいう。
- (6) 天然林 人工林以外の森林をいう。
- (7) 森林組合 市内に所在する森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)に規定する組合をいう。
- (8) 森林所有者 森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者をいう。
- (9) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(10) 林業及び木材産業等事業者 市内において森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者(森林組合を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 森づくりは、市、森林所有者、市民等森林にかかわるすべての人々が連携して、この条例の目的を達成するため、次の基本理念(以下「基本理念」という。)により行うものとする。

- (1) 森林の有する公益的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた適正な森林管理を実施することにより、公益的機能が高度に発揮される森づくりに推進すること。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりに推進すること。
- (3) 持続可能な山村地域の再生及び活性化が森づくりに寄与することから、山里の営み並びに歴史及び文化の継承を通じて、地域づくりと一体となって森づくりに推進すること。
- (4) 継続的な森林管理を行うためには、多様な人材が必要不可欠なことから、森づくりの担い手を育成するとともに、市民との共働による森づくりに推進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、森づくりに関し総合的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

- 2 市は、国、他の地方公共団体及び公共的団体等に対し、必要に応じて理解及び協力を求め、森づくりに円滑に推進しなければならない。
- 3 市は、森づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第 5 条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の管理の中核的な担い手として、自らの責任において、木材その他の林産物の生産、供給等を通じて森づくりに積極的に取り組まなければならない。

- 2 森林組合は、当該組合員の森林の管理が適正に行われるように働きかけるとともに、計画的な森づくりに推進するよう努めなければならない。
- 3 森林組合は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めなければならない。

(森林所有者の役割)

第 6 条 森林所有者は、森づくりの重要性を深く認識し、所有し、又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるものとする。

- 2 森林所有者は、所有し、又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、当該森林の管理方針を明らかにするよう努めるものとする。
- 3 森林所有者は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 7 条 市民は、森林の有する公益的機能が市民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力し、又は参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、地域で生産される木材(以下「地域材」という。)その他の林産物を活用するよう努めるものとする。

(林業及び木材産業等事業者の役割)

第 8 条 林業及び木材産業等事業者は、その事業の実施に当たっては、基本理念に配慮し、森林の有する公益的機能が十分に発揮される森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用が可能な森づくりに努めるものとする。

- 2 林業及び木材産業等事業者は、森づくりに関する各種施策に

協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(森林管理の基本方針)

第9条 市は、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、次の方針に基づき森林管理施策を実施するものとする。

(1) 人工林は、立地条件等による林業の採算性と公益的機能の高度発揮の観点から、間伐を中心とした適正な管理を重点的かつ計画的に推進する。

(2) 天然林は、植生遷移(地域の植生が時間とともに自然に移り変わっていく現象をいう。)を基本として維持するとともに、市民による活動等を生かしつつ保全及び活用を図る。

(森林の把握)

第10条 市は、森林の有する公益的機能の維持及び回復を図るため、関係行政機関、森林所有者、森林組合等と連携し、森林の現況の把握、森林被害等に関する調査及び対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域材の利用の拡大)

第11条 市は、地域材の利用の拡大を図るため、住宅等への活用の促進、市民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制整備のための支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、地域材の安定的な供給体制を整備するため、利用可能な木材資源の把握並びに林業生産基盤の整備及びその支援を行うものとする。

(地域づくりと一体になった森づくり)

第12条 市は、魅力ある山村づくりを推進するため、山村地域における就業機会の確保、定住に対する支援、都市と農山村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、古くから山村地域に残る知恵、伝承等の森林文化を継承するための取組を支援するものとする。

(共働による森づくり)

第13条 市は、市民との共働による森づくりを推進するため、人工林、天然林を問わず、市民への活動の場の提供、森づくり活動への支援、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民による森づくり活動団体が自発的に行う森づくりが促進されるよう、必要な指導及び支援を行うものとする。

(森づくりの担い手の育成)

第14条 市は、関係行政機関等と連携し、森づくりの担い手となる人材及び事業者の育成を図るため、必要に応じて助言及び支援をするものとする。

(森林環境教育の推進)

第15条 市は、市民が森づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育を推進するものとする。

(森づくりの普及啓発)

第16条 市は、市民に対して、森づくりに関する普及啓発を行うものとする。

2 前項に規定する普及啓発を推進するため、10月26日をとよた森づくりの日、10月をとよた森づくり月間と定める。

第3章 森づくり構想及び森づくり基本計画

(森づくり構想)

第17条 市長は、基本理念を実現するための基本構想(以下「森づくり構想」という。)を策定するものとする。

2 森づくり構想には、次の事項を定めるものとする。

(1) 森林の立地条件等の特性に応じた森林の区分及びそれに応じた目標とする森林像

(2) 目標とする森林像を実現するための長期の指針

(3) 木材資源の循環利用のための長期の指針

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、必要があると認めるときは、森づくり構想を見直すことができる。

4 市長は、森づくり構想の策定及び見直しに当たっては、あら

かじめ森林所有者、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、とよた森づくり委員会の意見を聴くものとする。

5 市長は、森づくり構想の策定及び見直しをしたときは、これを公表するものとする。

(森づくり基本計画)

第18条 市長は、森づくり構想を実現するため、おおむね10年間の計画(以下「森づくり基本計画」という。)を策定し、必要な具体的施策を定めるものとする。

2 森づくり基本計画は、おおむね5年ごとに見直すものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、森づくり基本計画の策定及び見直しについて準用する。

(年次報告書)

第19条 市長は、森林の状況、森づくり基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 推進組織

(とよた森づくり委員会)

第20条 基本理念に基づき森づくりを推進するため、とよた森づくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の事項について協議、調査、提言及び評価を行う。

(1) 森づくり構想及び森づくり基本計画に関すること。

(2) 森づくりに関する基本的な事項に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

3 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 森林所有者、森林組合並びに林業及び木材産業等事業者

(3) 公募による市民

(4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域組織)

第21条 森林所有者及び市民は、必要に応じて集落等の単位において、その地域の森林の整備及び管理のための地域組織を設置することができる。

2 森林所有者及び市民は、前項の地域組織を設置したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

3 市は、第1項の地域組織の活動を支援するものとする。

第5章 雑則

(立入調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な調査のため、職員を森林に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(採取等の禁止)

第23条 何人も、森林に立ち入り、みだりに動植物等を採取したり、ごみを捨てたりしてはならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている森づくり構想は、第17条の規定によって策定されたものとみなす。

第3次豊田市森づくり基本計画

2018年3月策定

発行者 豊田市

編集者 豊田市産業部農林振興室森林課

〒444-2424 愛知県豊田市足助町宮ノ後19-5
(豊田市足助支所地内)

TEL : 0565-62-0602 FAX : 0565-62-0612

E-mail : shinrin@city.toyota.aichi.jp